

平成13年度において講じようとする

食料・農業・農村施策

(案)

(第2回食料・農業・農村政策審議会用資料)

平成13年3月

目 次

概 説	1	IV 農村の振興に関する施策	77
I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策	9	1 農村の総合的な振興に関する施策	77
1 望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策	9	2 中山間地域等の振興に関する施策	92
2 生産努力目標の達成に向けた施策	11	3 都市と農村の交流等に関する施策	95
3 需要に応じた供給の確保に向けた施策	27	V 団体の再編整備に関する施策	101
II 食料の安定供給の確保に関する施策	29	1 農業協同組合系統組織の再編整備に関する施策	101
1 食料消費に関する施策の充実	29	2 農業委員会系統組織の再編整備に関する施策	102
2 食品産業の健全な発展に関する施策	34	3 農業共済団体の再編整備に関する施策	102
3 農産物の輸出入に関する施策	40	4 土地改良区の再編整備に関する施策	102
4 不測時における食料安全保障に関する施策	42	5 団体間の連携の強化	103
5 国際協力の推進に関する施策	43	VI その他重要施策	104
III 農業の持続的な発展に関する施策	46	1 WTO農業交渉への取組	104
1 望ましい農業構造の確立に関する施策	46	2 日本新生プラン関連の取組	104
2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開に関する施策	48	3 統計情報の整備	106
3 農地の確保及び有効利用に関する施策	49	4 行政の情報化	107
4 農業生産の基盤の整備に関する施策	52	5 情報通信技術（IT）関連の取組	107
5 人材の育成及び確保に関する施策	56	6 セーフガード関連の取組	107
6 女性の参画の促進に関する施策	60	7 食糧行政に係る業務運営及び組織・定員の合理化	108
7 高齢農業者の活動の促進に関する施策	61	VII 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するための取組	109
8 農業生産組織の活動の促進に関する施策	62		
9 技術の開発及び普及に関する施策	63		
10 農産物の価格の形成と農業経営の安定に関する施策	67		
11 農業災害による損失の補てんに関する施策	71		
12 自然循環機能の維持増進に関する施策	71		
13 農業資材の生産及び流通の合理化等に関する施策	75		

概 説

1 施策の背景

我が国経済社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げる中で、我が国食料・農業・農村をめぐる状況も大きく変化している。

米の消費が減少し、畜産物、油脂の消費が増加するなど、国民の食生活が大きく変化する中で、農産物の輸入が増加し、我が国の食料自給率は、先進国のうちで最も低い水準にまで低下している。こうした中で、国民の多くが将来の我が国の食料事情に不安を抱くという事態となっている。

また、農業者の高齢化とリタイアが進む一方、次代の担い手の育成確保は不十分な状況にある。また、農業生産に欠くことのできない農地の面積は減少し、耕作放棄地も増加している。

さらに、農業生産の場であるとともに、農業者の生活の場でもある農村の多くは、高齢化の進行と人口の減少により、活力が乏しくなっており、地域社会の維持が困難となる集落も相当数見られるようになっている。

他方、国民の間に心の豊かさやゆとり、安らぎといった経済面にとどまらない価値を重視する傾向が定着する中で、農業については、健康な生活の基礎となる良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境保全、文化の伝承などの多面的機能が適切かつ十分に発揮することが期待されるようになっている。

平成11年7月に制定された「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）は、このような食料・農業・農村についての情勢の変化や国民から寄せられる新たな期待に対し、従来の「農業基本法」とそれに基づく農政では適切に対応することができないとの認識に立って、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」及び「農村の振興」という新たな基本理念を掲げ、その下に講ずべき食料・農業・農村施策の基本方向を明らかにしたものである。

さらに、平成12年3月には、基本法の理念や施策の基本方向を具体化するための計画

として策定された「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）は、食料・農業・農村施策の基本的な方針及び食料自給率の目標を定めるとともに、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興に関する具体的な施策の方向を明らかにしたものである。なかでも、食料自給率目標については、国内農業生産の増大を図ることを基本として食料の安定供給を確保するという基本法の基本理念に沿って、その達成に向け、農業者をはじめとする関係者の取組を推進していくこととされている。

したがって、今後、政府としては、この基本計画に即し、関係府省の連携の下、食料自給率目標の達成に向けた取組をはじめ、食料・農業・農村施策の着実な推進に取り組んでいく必要がある。

また、基本法の基本理念は、政府の取組のみにより実現できるものではなく、関係者それぞれの取組が不可欠である。そのため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の施策の推進を図るとともに、農業者・農業団体、食品産業の事業者、さらには消費者等も含めた関係者それぞれの主体的な取組を促進していく必要がある。

本書は、以上の基本認識のもと、平成12年度における食料・農業・農村の動向を考慮して平成13年度において講じようとする施策をとりまとめたものである。

2 施策の重点

基本法及び基本計画に即し、食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策を展開するとともに、食料の安定供給の確保に関する施策、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の振興に関する施策を総合的に展開する。

(1) 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策として、適正な栄養バランスの実現や食べ残し・廃棄の抑制に重点を置いた食生活の見直し運動を、全国の地域レベルで強力に推進する。

また、生産努力目標の達成に向けた施策として、多様な担い手の確保と農業経営の発展、農地の確保と有効利用、農業生産基盤の整備、技術の開発及び普及等の施策を推進するとともに、生産対策の総合的な実施を図る。特に、土地利用型農業については、水

田における麦、大豆等の生産を本格的に行うための水田農業経営確立対策を引き続き推進するとともに、既存の生産振興対策も麦、大豆、飼料作物対策に重点化するなど、土地利用型農業の活性化対策を抜本的に強化する。

(2) 食料の安定供給の確保に関する施策

消費者の視点を重視し、食料の安全性・品質管理対策を充実するとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の表示・規格対策の充実強化を図る。また、食品産業の健全な発展を図るため、食品産業の技術開発や食品リサイクルに対する支援の強化等を行うほか、情報通信技術（IT）の活用等により、食品流通の高度化、効率化を推進する。

さらに、農産物の安定的な輸入の確保、適正な備蓄の実施のため、必要な施策を実施するとともに、不測時における食料安全保障に関する施策として、不測時において実施すべき対策をマニュアル化する。

また、世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業・農村の振興に資する国際協力を推進する。

(3) 農業の持続的な発展に関する施策

望ましい農業構造を確立し、生産性の高い農業を展開するため、認定農業者等の担い手の育成・確保のためのソフト事業と施設整備等を一体的に推進する経営構造対策を推進し、地域の創意工夫を生かした効率的な経営対策を推進する。

また、経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、畜産経営等の円滑な継承のための条件を整備する。

さらに、国内農業生産に必要な農地の確保と有効利用を図るため、農業振興地域制度の円滑な運用、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、耕作放棄地の解消に向けた対策を実施する。

農業生産基盤の整備については、環境との調和、効率的な事業の実施に配慮しつつ、平地地域における計画的な事業実施を通じた生産性の向上、麦・大豆等生産の定着・拡大、中山間地域の特性を生かした高付加価値農業等の展開に資する基盤整備、農地等の

保全管理等を推進する。

また、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、就農希望者に対する技術の習得、資金の手当、農地の確保等に関する支援を通じて新規就農の促進を図るとともに、農業教育の振興、農村女性の参画の促進、高齢農業者の活動促進のために必要な施策を講ずる。

加えて、技術の開発及び普及に関する施策として、現場のニーズに即した麦・大豆等の新品種の育成、イネの有用遺伝子の機能解明・活用等の基礎的・先端的研究の強化等を進めるとともに、効率的かつ効果的な普及事業の推進を図る。

消費者の需要に即した農業生産を促進するため、需給事情等を反映した価格形成の実現と経営安定対策の実施の観点から、品目別の価格政策の見直し及び経営安定対策の普及・定着を図る。育成すべき農業経営を全体として捉え、農産物価格の変動に対し、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等について、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ検討を行う。

また、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用等の施策を講ずるとともに、有機性資源の循環利用システムの構築に取り組む。

(4) 農村の振興に関する施策

農村における土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の振興その他の農村の総合的な振興に関する施策を国民の視点に立ちながら計画的に推進する。

また、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住み良い農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進する。

さらに、中山間地域等において、その地域の特性に応じて、新規の作物の導入、地域特産物の生産・販売等を通じた農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住等の施策を講ずる。

加えて、中山間地域等において適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農業生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等によって、多面的機能の確保を

特に図るための施策として、中山間地域等直接支払制度を引き続き実施する。

また、国民の農業・農村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と農村との間の交流の促進や市民農園の整備の推進等の施策を講ずる。併せて、都市及びその周辺における農業の振興を図るために必要な施策を講ずる。

3 財政措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な財政措置を講ずることとし、平成 13 年度農業関係予算一般会計予算額は、総額 2 兆 5,484 億円を計上している。

また、平成 13 年度の農林水産省関係の財政投融资額は、3,546 億円を予定している。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で 2,750 億円となっている。

4 立法措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、第 151 回国会に、

- ・ 「農業者年金基金法の一部を改正する法律案」
- ・ 「農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案」
- ・ 「農業協同組合法等の一部を改正する法律案」
- ・ 「農林中央金庫法案」
- ・ 「土地改良法の一部を改正する法律案」

等を提出する。

5 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の税制措置を講ずる。

(1) 農業経営の安定及び構造政策の推進

- (7) 平成 12 年度の水田農業経営確立助成補助金等に係る特例措置(個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳)を講ずる。(所得税、法人税)
- (イ) 特定農山村法に基づき第 3 セクターが取得する特定施設の特別償却の適用対象に農業人材育成に資するための機械等を追加する。(法人税)
- (ロ) 農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度を延長する。(所得税、法人税)

(2) 農業関連企業・団体等の経営基盤の強化

- (7) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品循環資源の再生利用設備を取得した場合の特例措置を講ずる。(所得税、法人税、固定資産税、事業所税)
- (イ) 農業協同組合等の現物出資による会社設立に係る非課税措置を講ずる。(不動産取得税、特別土地保有税)

6 金融措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする所要の金融措置を講ずる。

(1) 担い手の育成及び再生を図る総合融資

基本法及び基本計画の目指す農業構造の確立に向け、意欲ある担い手に対し、個々の農業経営の実情に応じて、積極的な経営展開や負債整理に要する資金を総合的に融通するため、①認定農業者向け資金の充実、②前向き投資資金と償還負担軽減資金の一体的な融通、③償還負担軽減のための資金の充実を内容とする農業経営資源活用総合融資を創設する。

(2) 農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫資金については、農業経営資源活用総合融資の一環として、経営体育成強化資金(仮称)、農業経営維持安定資金(仮称)を創設する。また、農業経営基盤強化資金について、一定の要件を満たす法人に対し、担保徴求をより弾力化する措置を講ずる。ほかに、食品安定供給施設整備資金のうち、動植物性残さを肥料、飼料等に再資源化するための施設の整備に必要な資金について特利を設ける等の融資内容の充実を図る。

また、平成13年度の貸付計画額を5,200億円とし、円滑な業務運営に資するため、同公庫に対し、一般会計から補給金824億円を交付する。

なお、沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の融資内容を農林漁業金融公庫と同様に拡充する。

(3) 農業近代化資金及び農業信用保証保険

農業近代化資金については、農業者等の資金需要に対応するため、所要の融資枠を確保する。

また、農業信用保証保険については、債務保証の円滑化を図るため、農業信用基金協会への都道府県の出資に対する助成を実施するとともに、農林漁業信用基金に対して農業保険資金及び農業融資資金に充てるための出資を行い、保証保険基盤の強化を図る。

(4) 農業改良資金

生産努力目標の達成と「農業経営の展望」に示した効率的、安定的な経営の展開に向けた取組を支援するため、土地利用型農業の生産コストの低減、園芸農業における省力化の推進、畜産における生産コスト低減と品質向上を図ることとし、生産方式改善資金のうち水田農業生産性向上等資金、畑作技術合理化資金、果樹栽培合理化資金、野菜生産高度化資金、花き生産高度化資金、畜産振興資金の拡充を行う。

7 ウルグアイ・ラウンド対策の着実な推進

農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくため、ウルグアイ・ラウンド関連農業農村整備緊急特別対策の着実な実施により、国際化に対応した我が国農業の体質強化と農村地域の活性化を図る。

具体的には、緊急に農業の体質強化や農村地域の活性化を図る必要のある地域について、県が促進事業計画を策定し、平地農業地域においては、かんがい排水施設、農道等の整備に対し、中山間地域においては、農業集落排水施設の整備等に対して、ウルグアイ・ラウンド対策予算を措置することにより、事業の加速的推進を図り、効率的かつ安定的な農業経営による生産展開の基礎条件や生活環境基盤の整備を総合的に行う。

なお、非公共事業については、平成12年度で完了したところである。

I 食料自給率の目標の達成に向けた消費及び生産に関する施策

基本計画において、今後取り組むべき生産及び消費における課題が解決された場合に実現可能な水準として定められた食料自給率目標の達成に向け、国民の視点に立ち、望ましい消費の姿の実現に向けた施策及び生産努力目標の達成に向けた施策を推進する。

1 望ましい食料消費の姿の実現に向けた施策

国民の食生活の多様化及び高度化により、米の消費が減少し、畜産物や油脂の消費が増加するなど我が国の食料消費が大きく変化する一方で、国内生産がそれに十分対応できていないことが、食料自給率の低下の大きな要因の一つとなっている。また、近年、我が国の食料消費については、脂質の摂取過多等の栄養バランスの崩れによる国民の健康への影響が懸念され、また、食べ残しや食品の廃棄等によりかなりの食料資源が無駄になっている状況にある。

こうした状況を踏まえ、健康で充実し、活動的な長寿社会の実現を目指し、脂質の摂取過多の是正等により適正な栄養バランスの実現を図るとともに、食料資源を有効に利用する等の観点から、消費者、食品産業その他の関係者がこれらの課題についての理解を深め、食生活の見直し等に積極的に取り組むよう、以下の施策を実施する。

(1) 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

基本法に基づく健全な食生活に関する指針として、新たに策定された「食生活指針」について、国民各層に対する普及啓発を図るとともに、同指針に沿った健全な食生活の実現に向け、以下の施策を講ずる。

- (ア) 食にかかわる多方面の関係者から構成される「食を考える国民会議」を中心とし、マスメディア等各種媒体を通じた統一的なキャンペーン等により食生活を見直す国民的運動の展開を図る。
- (イ) 消費者による食生活の自己診断とその結果に応じた見直し方策を提供するソフトウェアの充実・普及を行うとともに、「食を考える国民会議」会員の食生活見直し PR 活

動の支援等を行う。

- (ロ) 各地域における食生活指針普及定着方策等の策定、食料消費の改善に係る民間ボランティアの育成と活動支援等を通じた草の根の取組等により、消費者の自発的な食生活見直し活動を促進する。
- (エ) 各品目の消費関連事業において、食生活指針の内容を紹介するとともに、栄養バランスの改善や無駄の削減の観点を統一的に盛り込むなど各事業間の連携の強化を図る。

(2) 食教育の充実に向けた取組

- (ア) 子どもからの農林水産業や食生活に関する相談対応の充実を図るため、子供電話相談による対応を行うとともに、農林水産省の対応窓口である「消費者の部屋」において、社会見学等のグループ学習の積極的な受け入れを図る。
- (イ) 食に関する教材の充実に向け、業者等に対する情報提供を実施する。

(3) 食料消費の改善に関する施策の充実

- (ア) 全国の主要都市に食料品消費モニターを設置し、消費者の意見・要望等を常時把握するとともに、相談体制の整備を図るため、商品テスト機関連絡会議を全国及び地域において開催する。また、独立行政法人農林水産消費技術センターにおける都道府県消費生活センター職員等の研修及び地方公共団体等からの依頼に基づく食品等の品質及び表示に関する知識の普及のための講師派遣を行う。
- (イ) 消費者行政のニーズの増大等に対応して、独立行政法人農林水産消費技術センターの検査分析能力の向上を図りつつ、食品等に関する情報提供を実施するほか、同センターによる消費者相談の広域的・機動的な展開等の対策を強化する。
- (ロ) 消費者と行政、食品産業、生産者団体あるいは消費者相互の対話交流を一層促進するため、農林水産本省、地方農政局、食糧事務所、独立行政法人農林水産消費技術センターにおける対応の充実を図る。また、農林水産本省と地方を結ぶ消費者相談情報ネットワークシステムの活用により、効率的な相談対応を図る。
- (エ) 家庭における食品の食べ残し・廃棄の実態を把握する。

2 生産努力目標の達成に向けた施策

国内生産をめぐる状況を踏まえ、基本計画において、各作目ごとに定められた品質・コスト等の課題が解決された場合に実現可能な水準として定められた生産努力目標の達成に向け、生産者その他の関係者による課題解決に向けた取組を推進する。また、地域段階においても、地方公共団体等による地域の条件と特色を踏まえた生産努力目標の策定を促進する。

(1) 課題解決に向けた品目横断的な取組

基本計画において、各作目ごとに定められた課題の解決に向けた取組を推進するため、多様な担い手の確保と農業経営の発展、農地の確保と有効利用、農業生産基盤の整備、技術の開発及び普及といった農業の持続的な発展に向けた諸施策を実施する。特に、需要に応じた米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大を図る「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」を推進するとともに、地域における新たな農業生産体制の確立に必要な総合的施策である「農業生産総合対策」、畜産をめぐる内外の諸情勢を踏まえた効率的で生産性の高い経営体の育成を図るための総合的対策である「畜産振興総合対策」など、生産対策の総合的な実施を図る。

ア 多様な担い手の確保と農業経営の発展

効率的かつ安定的な農業経営を農業生産の相当部分を担う生産体制を確立する観点から、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手による創意工夫を生かした農業経営の発展を推進する。併せて、地域における効率的な農業生産を確保するため、集落営農等農業生産組織による農業生産活動への取組を推進する。

(ア) 担い手の育成・確保

- ① 農業技術・経営管理手法の習得のための研修の実施、資金の融通等の施策を通じて、新規就農を促進する。
- ② 市町村による農地流動化目標の達成に向けた取組の推進等を通じて、担い手への農地の利用集積を図る。
- ③ 集落営農の推進、公的主体による農業生産活動への参画促進等農業生産組織による農業生産活動への取組を推進する。

(イ) 専ら農業経営を営む者等による農業経営の展開

- ① 認定農業者等意欲ある担い手を育成・確保するための施策を実施する。
- ② 経営対策の総合的な推進を通じて、地域の実情に応じた担い手の育成・発展を図る観点から、経営構造対策を推進する。

(ロ) 消費者・実需者のニーズに即した生産の推進

消費者・実需者のニーズに即した生産を展開する観点から、農産物の価格が需給事情・品質評価を適切に反映して形成されるよう、価格政策の見直しを行うとともに、農産物価格の著しい変動が担い手の経営に及ぼす影響を緩和するための経営安定対策を導入する。

イ 農地の確保と有効利用

国内農業生産に必要な農地を確保するため、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）及び農地法の適切な運用を図る。また、農地の効率的な利用を促進する観点から、市町村段階の取組、農地保有合理化事業の活用等により、担い手への農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消等の施策を実施する。

ウ 農業生産基盤の整備

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を図るため、地域の立地条件に即した農業生産の基盤の整備を推進する。

(ア) 食料供給の中核的な役割を果たす優良農業地域における農業水利施設の計画的・機動的な整備・更新を図る。

(イ) 耕地利用率の向上、土地の利用集積に資するほ場整備の推進等を推進する。

エ 技術の開発及び普及

生産性の向上、品質の向上等に資する技術の開発・普及の推進を図る観点から、消費者・実需者のニーズに応じた品種、安定生産の確保や農業の自然循環機能の発揮に資する生産技術等の開発・普及を推進する。

オ 水田を中心とした土地利用型農業の活性化に向けた取組

農業の持続的な発展とそれを通じた食料の安定供給の確保を着実に推進するため、需要に応じた米の計画的生産と水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を柱とする総合的施策を講ずることにより、安定した水田農業経営の確立を図る。

(ア) 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産

① 水田農業振興計画において定めた水田における米、麦、大豆、飼料作物等の各作物の作付面積とその団地化、担い手への土地利用の集積、水田の高度利用、生産技術等に関する目標の達成に向け、地域の生産者、市町村、生産者団体等の関係者が一体となった取組を推進する。また、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」及び地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と水田の有効活用を図る「とも補償」からなる「水田農業経営確立対策」を引き続き実施する。

② 水田農業の確立を図るため、品質や栽培特性に優れた品種の開発及び高位安定生産のための栽培技術の開発を促進する。

(4) 地域における水田農業の振興

米の計画的生産を確実に実行するとともに、麦、大豆等の生産の定着・拡大に向けて一定の水準を満たした水田農業振興計画を策定している地域に対して、基盤整備、技術経営指導等を重点的に実施する。

① 水田汎用化のための基盤整備と一体的に、麦・大豆・飼料作物の産地形成に向けて土地利用集積等を推進する事業を実施する。

② 地域農業改良普及センター段階による地域ごとの栽培技術・経営指導マニュアルの作成及びこれに基づく実証指導等を推進する。

カ 農業生産総合対策の推進

基本計画に示された生産努力目標の達成に向けた諸問題の解決を図るとともに、自然循環機能の維持増進等による農業の持続的な発展を推進するため、生産・流通全般にわたり、経営対策や農村振興対策との連携を深めつつ、それぞれの課題に対応しうる対策を総合的に展開する。

(7) 生産努力目標の達成に向けた高度な産地体制の構築

麦、大豆等の土地利用型作物、畑作物、果樹、野菜等について、作物横断的に、協議会の設置、各種調査、技術実証等を実施し、担い手を中心とした産地体制の構築、消費者・実需者との連携体制の整備や地域の特色ある産品の開発・生産、低コスト化・高品質化に資する新技術・新品種の導入等を推進する。また、新たに各作物ごとの生産努力目標の達成に向け、土地利用型作物の担い手の規模拡大に対応した営農技術体系の確立、省力化・低コスト化に資する圃地整備及び重量野菜の機械化一貫体系の導入のための事業等を推進する。さらに、野菜、果樹、花きについては、情報通信技術（IT）を活用

した生産者と消費者間の双方向の情報伝達による生産の高度化・高品質化を推進する。

(4) 農業の自然循環機能維持増進

農業の持続的な発展に資する生産方式の導入、土壌・土層改良等による土壌機能の増進、環境負荷等の低減に資する営農技術の確立及び未利用資源のリサイクルシステムの確立を図るため、技術確立ほ場の設置、技術講習会の開催等の支援措置を実施する。

(9) 施設等の総合的な整備の推進

(7)及び(4)の効果的な推進を図るため、生産性及び品質の向上や産地形成に必要な共同利用施設、小規模土地基盤の整備等を実施する。

キ 畜産振興総合対策の推進

効率的で生産性の高い経営体の育成を図るため、意欲ある農業者等の創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興のための施策を総合的に実施する。

(7) ゆとりある生産性の高い畜産経営の育成・確保

基本計画及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえ、日本型畜産経営継承システムの構築を推進するとともに、肉専用種繁殖基盤の拡大、リース方式による生産技術高度化機械の導入促進、地域畜産支援組織の効率化、経営の協業化・法人化、生産技術高度化のための施設の整備等を支援する。

(4) 畜産物の流通対策

乳業の再編・合理化を推進するとともに、乳業施設・基幹的食肉センター等における衛生管理体制の徹底の確保を図る。

(9) 畜産環境対策の推進

たい肥化施設等家畜排せつ物処理施設を計画的に整備するとともに、畜産と耕種との連携によるたい肥の利用の促進等有機性資源の循環利用を推進する。

(4) 自給飼料の増産

先導的な営農集団が、飼料増産のための機械施設の整備等の条件整備を行うとともに、単収の向上、土地利用の高度化等に向けた技術・営農実証等の取組を支援する。

ク 種子・種苗対策の推進

(7) UPOV（植物新品種保護国際同盟）条約の発効に伴う品種登録の審査基準の国際統一の動きに対応した我が国の審査基準の見直し、UPOV加盟国との審査協力の積極的推進等により、審査期間の短縮化、優良品種の開発・普及の促進等を図り、種苗

産業の活性化を通じて国内農業生産力を維持・強化する。

① UPOV条約の一般審査基準の改定にあわせ、我が国の一般審査基準及び特に重要度の高い作物の審査基準を国際基準に統一する。

② 従来の審査基準では判定できない特性を有する草花類、果樹等の新品種の出願に対応するため、これら特性を判定するための審査基準の見直しを行う。

③ アジア諸国の栽培植物の実態を反映した審査基準の国際統一化を促進するため、アジアの主導的役割を担う我が国において、UPOV技術作業部会を開催する。

④ アジア諸国における植物品種保護制度の確立・運用を支援するため、UPOVが行うコンサルティング活動等当該制度の普及確立・運用支援活動に対し拠出を行う。

(イ) 品種登録制度の円滑かつ効率的な推進を図るため、インターネット等を活用した品種登録に関する情報提供等の品種登録事務処理体制の充実を図る。

(ロ) 良質、多収、耐病虫性等に優れ、かつ低コストの優良種苗の安定的供給及び適正な流通を推進するため、バイオテクノロジー、機械、化学等の各分野における先端技術を活用し、種苗の生産から流通に至る各行程における業際的な技術開発を行う。

(ハ) 独立行政法人種苗管理センターにおいて、遺伝子組換え種苗の検査技術を開発するとともに、出願品種の識別に利用できるDNA分析手法を開発する。

(ニ) 主要農作物（稲、麦及び大豆）の種子について、品質向上と安定的な生産供給体制を確立するため、研修会の開催等指導推進体制を強化するとともに、種子生産団地において種子乾燥調製施設や品質向上施設等の整備を推進する。

(ホ) 飼料作物について、優良種子の安定的な供給と普及を図るため、採種体制の整備及び関係機関が連携した奨励品種の選定・普及を促進する。

(ヘ) 試験研究を行う独立行政法人等が育成した優良な農作物の系統について、命名、登録及び公表を行う等により、その普及を図る。

ケ 病害虫防除対策の推進

(ア) 病害虫による農作物の被害の軽減等を図るため、病害虫の発生予察及び的確な防除指導等の植物防疫事業を実施する。このため、病害虫防除所の職員等の設置及び運営等都道府県における植物防疫事業に要する基礎的経費として、植物防疫事業交付金を交付する。

(イ) 発生予察事業については、重要性の高い病害虫を対象を重点化するとともに、農家レベルでの病害虫モニタリング技術及び天敵やフェロモン等各種の防除技術を組み合

わせ、経済的許容水準以下に病害虫の密度をコントロールする総合的な病害虫管理体制を確立する。また、アリモドキゾウムシ等の侵入病害虫の根絶防除等を緊急に行う。

(2) 課題解決に向けた品目ごとの取組

ア 米

(ア) 生産性の高い営農の展開と国産米の安定供給体制の強化

① 同一ほ場で栽培され、共通の農業機械・施設が利用されることの多い稲・麦・大豆を一体として捉え、担い手を中心とした効率的な生産体制の構築と合理的な作付体系の導入・定着を図るとともに、低コスト化・省力化に資する水稻直播栽培技術等の実証・普及を積極的に推進する。

② 生産基盤の整備が進んだモデル的な地域において、複数産地の連携等による広域的な出荷体制の構築を図るとともに、中山間地域等においては、立地条件を生かした特色ある生産や産地加工の導入等を通じ付加価値の高い稲作を推進することにより、多様化する消費者ニーズに対応し得る安定的な供給体制の強化を図る。

農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めつつ、規模拡大に対応した営農技術体系の確立を図るとともに、都道府県の農業経営の展望に即した効率的な技術体系、機械化体系を実経営規模で実証する「先導的営農地区」の育成を促進する。

(イ) 需要に応じた米の計画的生産

① 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」及び「生産及び出荷の指針」については、需給状況を踏まえて的確に策定し、需要量については、実績を踏まえて適切な水準に設定するほか、生産量については、米の価格が安定するよう、国産米の需給均衡の回復・維持を図ることを旨として、適切な水準に設定する。

なお、平成14年産米については、平成13年11月末日までに「生産及び出荷の指針」を、また、平成14年3月末日までに「米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」を定める。

② 政府備蓄を適切に運営するとともに、作況変動等に極力影響されない生産・供給システムを確立するため、生産量が計画を上回る場合には、現行の調整保管による

対応に加え、調整保管に代わる生産者団体の主体的対応として生産オーバー分を主食用以外に処理する方式を引き続き推進する。

- ③ 平成13年度の生産調整規模については、最近の米の需給・価格状況を踏まえ、米の需給改善と稲作経営の安定を図る観点から、平成12年度の96万3千haに加え25万トンの需給改善のための緊急拡大を行うこととし、全国の生産数量を870万トン、作付面積を168万1千ha、生産調整目標面積を101万haとして実施する。

平成13年度の都道府県別のガイドライン配分については、早期の需給改善を図る観点からの生産者団体の意向とりまとめ結果を踏まえて行うとともに、併せて、産地ごとに価格・販売動向等を踏まえた生産販売戦略（販売可能数量）と連動した米の計画的生産を円滑かつ的確に推進するため、従来の生産調整目標面積の配分から米の生産数量・作付面積に関するガイドラインを中心とした配分に移行する。

なお、この緊急拡大の円滑かつ確実な実施を図るため、緊急拡大に取り組む都道府県を対象に、生産調整の確実な達成を前提として、

- (a) 臨時応急特例的な対応としての政府買入れ
- (b) 緊急拡大分に対する追加的な助成
- (c) 稲作経営安定対策の臨時応急特例措置

を講じる。

- ④ 稲作経営安定対策の臨時応急特例措置として、平成13年産については、米の価格の著しい下落や生産調整の緊急拡大を行うことを踏まえ、現行制度の基本的枠組みの下で、補てん基準価格の特例（12年産と同水準）、資金基盤の安定のための追加資金造成等の措置を講ずる。

- (g) 米の消費拡大

- ① 「食生活指針」に即した健全な食生活の実現や食料自給率の向上を図る上での米の消費拡大の重要性にかんがみ、各種メディア等を総合的に活用したPRや食農教育の充実、医師、栄養士等専門家との連携の強化を図るとともに、関係府省、関係団体との連携を強化し、幅広い国民的運動を展開する等各種取組を実施し、米の消費拡大を推進する。また、備蓄制度の役割や備蓄米「たくわえくん」の認知を向上するための普及・啓発を行う。

- ② 児童・生徒に米を中心とした食生活の普及・定着を図る重要な役割を果たしている米飯学校給食の推進を図るため、炊飯設備の拡充、食器の整備への助成等を引き

続き実施する。

イ 麦

麦の国内生産の定着・拡大を図るため、実需者のニーズに対応した良品質な麦を安定的に供給することを基本として、担い手の育成及び経営規模の拡大や生産流通条件の整備を通じ、生産性の向上を推進する。

- (f) 実需者のニーズに対応した品質の向上

実需者、生産者、普及組織、行政等から構成される産地協議会において、産地ごとの品質等の目標を設定するとともに、その達成に向け、農協等による産地ごとの品質向上栽培マニュアルの作成、品質分析に基づく栽培技術の改善や大規模産地における品質仕分けのモデル的实施等、高度な品質管理システムの構築を推進する。

- (g) 実需者のニーズに対応した高品質品種の育成

- ① 「麦類良質品種実用化・普及促進協議会」において品種の開発段階から実需者等による品質の評価を行い、実需者のニーズを反映しながら、早生性、製めん適性等に優れた有望系統を地域ごとに品種として開発・実用化する「食料自給率向上のための21世紀の土地利用型農業確立を目指した品種育成と安定生産技術の総合的開発」を推進する。

- ② 試験研究を行う独立行政法人、普及組織、実需者等が一体となって、新品種の普及とその特性を十分に発揮し得る栽培技術の確立・普及を図る。

- (h) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

- ① 産地協議会において、産地ごとに、麦を含めた土地利用型作物を一体として捉えた生産性向上・担い手育成等の目標を明確化するとともに、その達成に向け、農地流動化部局との連携の下、担い手への農地・作業の集積のあっせん・調整、規模拡大に対応した営農技術体系の確立等農協等による担い手の育成や規模拡大に向けた取組を支援する。

- ② 大区画ほ場の整備や排水条件の整備等の土地基盤整備や汎用コンバイン、大規模乾燥調製施設等の機械・施設の整備を推進する。

- (i) 合理的な作付体系の確立等による麦生産の定着・拡大

作期競合を軽減して、合理的な作付体系を確立するため、現地試験ほ等の設置により、作期前進化体系、不耕起播種等の作期競回避技術の実用化・普及等を促進する。

- (j) 需要に即した良品質麦の生産の推進

① 需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、民間流通への円滑な移行とその定着を図るとともに、生産者の経営安定等を図るための「麦作経営安定資金」の透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を行う。

② 麦共済に導入された災害時の品質低下に伴う収入減にも対応し得る災害収入共済方式の円滑な普及・定着を図る。

ウ 甘しょ・馬鈴しょ

消費者や実需者のニーズに的確に対応した生産・流通体制を構築し、国産甘しょ・馬鈴しょ生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進する。

(7) 甘しょ

① 実需者ニーズに即した需要拡大に向けた取組を促進するため、産地協議会の開催を通じて、食品産業等との連携による新規用途の開発・評価等の推進を図る。

② 低コスト化・省力化を図るため、労働時間の過半を占める植え付け・収穫作業等の機械化を促進するほか、生産の組織化等を通じた担い手の生産規模の拡大を推進する。

③ 加工適性の高い品種等の導入を図ることにより、加工適性品種（色素用、ジュース用、パウダー用、ジャム用等）等の育成・普及を推進する。

(4) 馬鈴しょ

① 実需者ニーズに即した需要拡大に向けた取組を促進するため、産地協議会の開催を通じて、食品産業等との連携による新規用途の開発・評価等の推進を図る。

② 生産・流通及び加工の各段階における低コスト化を図るため、国産原料の安定供給、ロットの拡大等のための広域的な集出荷体制を整備する。

③ 加工適性の高い品種等の導入を図ることにより、加工適性品種（和洋食兼用、サラダ用、色素用等）等の育成・普及を推進する。

④ 品種に応じた病害虫対策の実施を促進することにより、用途別品種に適した病害虫防除を徹底する。

(7) 優良種苗の生産・配布

馬鈴しょの安定生産を図るため、独立行政法人種苗管理センターにおいて健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

エ 大豆

実需者のニーズを踏まえて、品質や生産性の向上に取り組む生産者が報われ、実需者も希望してこれを求める状況を創出し、国産大豆生産の確保と農家経営の安定を図るため、以下の施策を推進する。

(7) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

① 集落の話し合いによる団地化の推進や農地の集積等により大規模農家・生産組織の育成を図る。

② 土地基盤の整備や地域の実態に応じた機械・施設の導入を図る。

③ 麦・大豆体系等による土地利用の高度化を推進するため、耕起・施肥・播種同時作業や効率的収穫作業など作期競合回避技術の確立を図る。

④ 広域出荷や共同選別等の推進による集荷ロットの拡大・均質化を図る。

⑤ 農地流動化部局との連携により、担い手への農地・作業の集積を進めつつ、規模拡大に対応した営農技術体系の確立を図る。

(4) 実需者との連携強化等

① 生産者・実需者で構成する「国産大豆協議会」における情報交換の緊密化を図るとともに、生産者団体が主催する「大豆の需給・価格情報に関する委員会」を通じた需給・価格情報の分析と生産者に対する的確な伝達、系統等の産地情報発信体制の整備等を推進する。

② 生産者・実需者間の安定的な取引関係の構築に向け、市場開設者と売り手の完全分離や入札結果の公表等による入札取引の一層の透明化・適正化を図るとともに、相対取引・契約栽培の拡充等による取引形態の多様化を推進する。

(7) 実需者ニーズの生産者への的確な伝達とそれを踏まえた生産の推進

① 銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、原則として事前に定める全銘柄共通の一定の単価を助成する大豆交付金制度について、透明性の高い、客観的なルールに基づく適切な運用を図る。

② 併せて、価格低下が大豆作経営に与える影響を緩和するため、価格低下時に、その低下額の一定割合を生産者の拠出と国の助成により造成する資金から補てんする「大豆作経営安定対策」の適切な運用を図る。

③ 災害時における経営安定を図るため、大豆共済の加入促進を図る。

④ 大豆交付金対象外大豆の流通を拡大するため、無農薬栽培大豆等高付加価値大豆の生産が可能な技術の確立を図る。

(エ) 安定生産技術の確立・普及

大豆の作柄の変動が大きく生産の定着を阻害する要因ともなっていることを踏まえ、地域の土地条件や気象災害等に対応した排水技術・安定栽培体系等安定生産技術の確立・普及を図る。

(オ) 実需者のニーズを踏まえた優良品種の育成・普及及び良品大豆の安定生産のための技術の開発

① 「食料自給率向上のための21世紀の土地利用型農業確立を目指した品種育成と安定生産技術の総合的開発」を実施し、各種の病害虫や冷害等への耐性や機械化適性を備えた品種を育成するとともに、用途別品質評価による地域別良質品種の開発を推進する。

② 試験研究を行う独立行政法人、実需者、生産者団体、行政等が一体となり、新品種の品質評価を実施する体制を構築し、新品種候補の品質評価を実施する。

(カ) 大豆の需要拡大

① 大豆が、良質の植物性たんぱく源であることに加え、近年の臨床試験で大豆や大豆製品の心臓病のリスクを低減する効果や骨粗しょう症予防などの機能が解明されていることを踏まえ、消費者に対し、国産大豆協議会等を通じた大豆の機能の普及・啓発を図る。

② 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(以下「JAS法」という。)に基づく加工食品の品質表示基準の普及・啓発を図り、同基準に定められた国産使用表示ルールの定着を進める。

③ 国産大豆の需要の安定化を図るため、都道府県が行う自県産大豆の消費拡大を支援するとともに、農協等による地場加工を推進する。また、大豆の加工需要の拡大に向けて、大豆の安定利用に資する食品産業と農業の継続的な直接取引を促進するとともに、大豆たんぱくの利用等伝統食品分野以外における新規需要の開拓や、おから等の副産物の有効利用を図る。

オ 野菜

担い手の減少・高齢化、輸入野菜の増加、消費ニーズの多様化、野菜消費の減少等野菜をめぐる情勢の変化の中で、将来にわたり国産野菜の安定供給及び需要の確保を図るため、都道府県における産地指導体制の再編整備の実施を推進するとともに、産地の課題、特徴に応じて、生産から流通、消費に至る施策を総合的に実施する。

また、生産努力目標を達成するにあたり、緊急な対応を要する重量野菜の省力化・低コスト化、施設園芸の低コスト化及び業務用需要への対応のためのモデル産地の育成並びに情報通信技術(I T)を活用した生産流通の高度化等を実施する。

(7) 国産野菜の周年的な安定生産体制の整備

① 都道府県における産地指導体制の再編整備の実施を推進するとともに、重量野菜を中心とした機械化一貫体系の導入や育苗・集出荷作業の外部化、低コスト耐候性ハウスの実証等により、省力化、低コスト化を図る。

② 育苗施設、集出荷施設等の一体的利用による計画的な生産・出荷の確保や産地、地域における輪作体系の構築等を推進するとともに、野菜経営の改善を図ろうとする野菜作農家を支援するため、野菜生産高度化資金(農業改良資金制度)の貸付けを実施する。

(イ) ニーズに対応した野菜の安定供給の確保

① 直売、契約取引、産地間連携による周年供給等を通じて、業務用野菜の安定供給を推進するとともに、有機野菜・伝統野菜等地域の特性を生かした質的に特徴のある野菜生産や地場野菜の供給等を推進する。

② 調理・加工適性のある新品種等の普及・定着を推進する。

③ 情報通信技術(I T)を活用して生産者と消費者間の双方向の情報伝達により、生産の高度化・高品質化を図る。

(ロ) 野菜の生産流通における低コスト化・省力化の推進

園芸施設の設置・運営コストの低減、野菜流通・販売一貫ばらシステムの構築等に向けた通い容器の効率的な回収方法の開発・実証等を実施する。

(ハ) 野菜の消費拡大に向けた取組等の推進

野菜の栄養・機能等に関する情報を体系的に提供するとともに、国産野菜の消費拡大のためのアクションプログラムを地域ごとに作成する。

(ニ) 海外野菜産地情報の収集体制の整備

情報通信技術(I T)により高度画像情報を活用し、主たる出荷期間における精度の高いリアルタイムな現地調査の実施等を通じ、海外野菜産地に関する情報の迅速な収集・提供を推進する。

カ 果樹

平成12年に策定された「果樹農業振興基本方針」に即し、需要に見合った国内生産の

確保と長期的な需給安定を図るため、以下の施策を推進する。

(7) 国産果実の需要の維持・増大

果実及び果実製品の需要の拡大、国民の食生活の見直しと健康増進を図るため、「食生活指針」に即した、果実を毎日の健康な食生活に欠かせない品目として定着させるためのいわゆる「果実版食生活指針」の策定等の普及啓発対策、学校給食における果実の利用法の開発及び供給体制の整備等を実施する。

(4) 需要動向に即した国内生産の維持・確立

果実及び果実製品の需給の安定を図るため、果実の計画的な生産・出荷等を推進する。特に、うんしゅうみかん及びびりんごについては、需給調整対策の強化を図るとともに、このような取組が行われた場合においてもなお価格が大きく変動した場合に、育成すべき果樹経営者に対する経営安定対策を実施する。

(9) 果樹農業の産地体制の再編・強化

- ① 樹園地の特性に応じ、既存の樹体をできるだけ残した園内作業道の整備等園地の効率的な再編・整備を公共・非公共一体となって実施するとともに、機械化体系の導入、省力化栽培、優良品種・品目への転換等を推進する。
- ② 地域の自然条件を活かした品種の導入を図るなど多様な果実の生産・流通を促進するほか、都市・地域住民等との連携促進等による総合的な果樹産地の活性化を引き続き推進するとともに、省力化・軽労化技術を早急に確立するための新技術の組立・実証を推進する。
- ③ 国産果実の品質面での優位性を発揮した品質本位の生産流通体制の確立を図るため、糖度等を非破壊で判別できる光センサー選果機の導入を推進するとともに、果実の内部品質等の情報の消費者・生産者への提供・活用を推進する。

キ 畜産物

基本計画の実現に向け、「新たな酪農・乳業対策大綱」を着実に実行するとともに、新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に即して施策を的確に実施する。

(7) 牛肉の輸入等需給事情の変化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入等を財源とした肉用子牛等対策を引き続き実施する。

- ① 肉用子牛生産の安定を図るための肉用子牛生産者補給交付金等の交付、指定食肉の価格安定を図るための買入れ・調整保管の実施、畜産の振興に資するための指定

助成対象事業に対する助成等に充てるための交付金を農畜産業振興事業団に対して交付する。

- ② 肉用牛生産の合理化、食肉等の流通の合理化その他食肉等に係る畜産の振興に資する施策を実施する。
- (4) 効率的で生産性の高い畜産経営を育成する観点から、経営感覚に優れた意欲ある農業者等の自主的な創意工夫を生かしつつ、地域の特性に即し、生産から流通・消費に至る地域の畜産振興を図るため、以下をはじめとする、「畜産振興総合対策」を実施する。
 - ① 新規就農希望の酪農ヘルパーと後継者不在農家を結びつけるなど我が国の実態に合った新しい経営継承システム（日本型畜産経営継承システム）の構築の推進、新しい生産システムの普及・定着、地域一貫生産体制の確立とともに、酪農及び耕種地域における肉専用種子牛生産基地の整備等を総合的に推進する。
 - ② 酪農ヘルパー、コントラクター（飼料生産受託組織）等既存の支援組織の統合により効率的な作業受託を行う地域畜産支援センターの設置、法人化等の新たな経営システムの円滑な導入に対する支援、経営管理・生産技術の改善指導等を地域一体となって推進する。
 - ③ ゆとりある生産性の高い畜産経営を実現するため飼養管理、衛生・繁殖管理等生産技術高度化のためのコンピューター制御機械のリース方式による導入を促進する。
 - ④ 広域指定生乳生産者団体による生乳の流通改善、「生乳需給・価格情報協議会」の発信する情報に基づく公正かつ適正な生乳取引に向けた体制整備、乳業の再編・合理化等総合的な対策を生産者団体、乳業者等関係者の密接な連携の下に効果的に推進する。
 - ⑤ 「家畜改良増殖法」等に基づく「家畜及び鶏の改良増殖目標」に即して、能力検定の実施による産肉・泌乳能力等の高い種畜の選抜・利用、導入等を推進するとともに、搾乳ロボットや家畜個別体識別システム、受精卵移植、DNA解析等飼養管理、育種、繁殖に係る新技術の開発・実用化を推進する。
 - ⑥ 抗菌性物質製剤を含む飼料の適正使用に係る農家への巡回指導の実施、食品残さ等の飼料化施設の整備及び有機性資源の飼料化促進、家畜排せつ物中の環境負荷物質低減効果のある飼料の開発、飼料用麦の需給動向等情報収集・提供等の実施、国産飼料用麦の民間流通への円滑な移行のための調整・指導等を行う。

⑦ 家畜の伝染性疾病に係る事前対応型の防疫体制・危機管理体制の整備・充実、疾病による家畜の損耗防止と生産性の向上を図るための生産ガイドラインの策定、畜産物の安全性確保対策の充実・強化を図るため、生産段階における衛生管理ガイドラインの導入・普及等の推進を図る。

(9) 市場実勢を反映した乳製品・加工原料乳の適正な価格形成の実現及び酪農経営の安定の確保を図るため、平成13年度から、安定指標価格、基準取引価格等を廃止するとともに、新たな加工原料乳生産者補給金制度への円滑な移行を図る。

(10) 独立行政法人家畜改良センターに対して、受精卵移植技術等新技術を活用した家畜等の改良増殖を推進するとともに、畜産新技術の実用化・研修、海外畜産技術協力の推進、飼料作物優良品種種子の安定供給、家畜改良増殖法に基づく種畜検査等を行うため、運営交付金を交付する。

(11) 「家畜伝染病予防法」に基づき、都道府県が行う、家畜の伝染性疾病の発生の予防や家畜伝染病のまん延の防止に必要な経費に対して助成を行う。

(12) 学校給食用牛乳の供給を推進するとともに、牛乳・乳製品についての消費者への広告宣伝、生乳使用割合等の表示を推進する。

ク 甘味資源作物

甘味資源作物については、「甘味資源特別措置法」に基づく生産振興地域を対象として、省力・低コスト化、生産性及び品質の向上、効率的かつ安定的な経営体の育成等を図るため、次の諸対策を実施する。

(7) てん菜

省力・低コスト化を可能とする直播栽培技術の確立や高性能農業機械の導入を進めるとともに、高品質安定生産体制を整備するため、①高糖・多収性品種の育成・普及、②土層改良、暗きょ排水等の湿害対策や機械の作業効率改善のための土地基盤整備、③共同利用施設や高性能農業機械の整備等による共同作業体制の整備等を実施する。

(4) さとうきび

① 省力・低コスト生産体制を整備するため、機械化一貫体系の確立に向けたハーベスター等の高性能農業機械や集中脱葉施設等の整備を図るとともに、担い手農家への土地利用集積や農作業受委託の推進に努める。

② 高品質で安定的な生産を可能とするため、優良種苗の生産・普及の加速化・効率化に寄与する新種苗増殖技術の確立・普及に向けた増殖施設等の整備を図るほか、

高糖・多収性品種の育成・普及、畑地かんがい施設等の土地基盤整備、トラッシュ除去技術の確立に向けた取組を推進する。

③ 独立行政法人種苗管理センターにおいて、健全無病な優良種苗（原原種）の生産・配布を行う。

ケ 茶

需要の動向に応じつつ、計画的生産の推進、基盤整備及び立地条件に即した機械化体系の導入による低コスト化の推進、高性能共同荒茶加工施設や新技術の導入による高品質安定生産体制の整備や環境負荷軽減対策の推進を図りつつ、現在の作付面積の維持を図る。

コ 飼料作物

生産コストの低減と経営の安定化、家畜排せつ物の草地等への適切な還元による畜産環境問題への対応を図るためには飼料作物の生産が重要であるが、近年飼料作物作付面積が横ばい傾向にあること等から飼料作物生産量は伸び悩んでおり、このため、飼料作物作付面積の拡大に向け、水田における飼料生産を強力に推進する等の以下の施策を実施する。

(7) 「飼料増産推進計画」の達成に向け、関係者が一体となった飼料増産運動の展開を図るとともに、コントラクター（飼料生産受託組織）が自ら粗飼料を生産・調整する体制の整備、畑・水田裏等における団地化等による作付拡大、水田における稲発酵粗飼料の作付拡大等を推進し、飼料増産のための総合的な条件整備を実施するとともに、単収の向上、土地利用の高度化等に向けた技術・営農実証等の取組を支援する。

(4) 我が国における口蹄疫の発生に伴い、輸入稲わらから国産稲わらへの転換を推進するため、国産稲わらの収集・供給体制の確立に必要な機械施設の整備等を実施する。

(9) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展のため、地域の飼料供給拠点としての公共牧場の整備、耕作放棄地等の放牧利用のための整備、景観等の多面的機能を活用した草地整備等の地域の実情に応じた草地等の生産基盤の整備を実施する。

サ 花き

需要と生産が拡大してきた花きについて、ガーデニングの普及、業務用から生活用への需要のシフト、輸入の増加等新たな状況を踏まえ、平成12年に策定された「花き産業振興方針」に即した取組を推進する。

(7) 多様で個性豊かな花きの開発の推進

育種や種苗供給を行う施設の整備や、地域独自品種の開発等により、消費者との連携の下に地域の特性を踏まえた多様で個性豊かな花きの開発・普及を推進する。

(4) 生産・流通の合理化の推進

- ① 省力機械化栽培システム、集出荷施設の整備や鉢物用の台車流通の推進等により、家庭での日常的な利用向けの花きの低コスト、周年供給を図る。
- ② 新技術・新品種の導入により花き農業の体質強化を図る。
- ③ 新たな出荷規格（短茎化）による大量生産技術、バケット低温流通による一貫した鮮度保持技術、統一的な商品情報の付加等により、鮮度・日持ち性に優れた切花を大量に供給するシステムの確立を図る。

(9) 生活に密着した花きの需要拡大

花に関する人材育成、技術開発・普及、交流活動、社会園芸の推進等により快適な環境・生活の定着と地域社会の形成に資するとともに、先進的な園芸技術や花の文化、生活等を紹介し、国際化に対応した花き産業と花き文化の振興、国際交流を推進するため、国際園芸博覧会への政府出展の準備を行う。

シ その他地域特産物等

こんにゃく、いぐさ、そば、蕪をはじめとする地域特産物や雑豆等については、省力・低コスト化による高生産性産地の育成や、加工技術の高度化等による付加価値の向上、実需者との連携強化、計画的生産出荷体制の整備、特産ブランド化の推進等を通じて、需要に応じた安定的な生産や輸入品との差別化を図る。さらに、地域の条件を生かした地域特産産地の育成を図るため、必要な情報提供を行う体制を整備する。

3 需要に応じた供給の確保に向けた施策

食料の安定供給の確保が基本法において新たな基本理念の一つとして位置づけられたことを踏まえ、高度化・多様化する国民の食料需要に応じた食料の供給を確保するため、食料需給動向の把握と見直しについて食品産業分野の動向等を十分に反映させるための見直しを行い、農業者等に対して需要者側のニーズを的確に伝える情報提供を行う。また、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するための情報提供を行う。

(1) 食料の需給見通しの作成

農業生産者等による農産物の生産、出荷等に関する合理的な計画の樹立、ひいては農業経営の安定に資することを目的として、国内及び海外の農産物の需給・価格の見直しに関する情報を提供する「農業観測」を毎年度作成・公表してきたところであるが、需要の動向に即した国内農業生産の推進に資するため、以下に示した食品産業分野の動向や海外の食料需給動向を十分反映させるための見直し等を行い、食料の需給見直しとして新たに作成・公表する。

ア 食品産業に関する情報収集

食品製造業、流通業、外食産業の食品産業分野全体に渡る基礎的なデータの継続的な収集・分析やPOS（販売時点情報管理）情報等の活用により、食品産業の動向把握の精緻化・迅速化を図る。

イ 海外の食料需給動向の把握

商社等の民間有識者等の参加を得て、海外の穀物を中心とした農産物需給動向について総合的な分析・検討を行い、需給見直しに反映させていく。

(2) 食料自給率レポートの作成

食料自給率及びその構成要素である食料消費・農業生産等の動向を検証し、現状を国民にわかりやすく情報提供するとともに、食料自給率目標の達成に向けた関係者の取組を促進するため、「食料自給率レポート」を作成・公表する。

II 食料の安定供給の確保に関する施策

食料の安定供給の確保という課題に的確にこたえるため、消費者の視点を重視しつつ、食料消費に関する施策の充実、食品産業の健全な発展、農産物の安定的な輸入の確保、不測時における食料安全保障、世界の食料需給の安定に資するための国際協力の推進等に関する施策を講ずる。

1 食料消費に関する施策の充実

食料の安全性及び品質に関する消費者の関心の高まり等を踏まえ、食品の安全性・品質確保対策の充実を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、食品の表示・規格対策の充実強化を図る。また、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、食料消費の改善に関する施策の充実等を実施する。

(1) 食品の安全性・品質確保対策の充実

農畜水産物の生産から消費に至る各段階において、農薬等の農業生産資材の適正な使用の確保、食品製造業等におけるHACCP（危害分析重要管理点）手法の導入、高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センター等の整備、新技術の開発等を推進する。

また、農畜水産物の安全性確認調査を実施するとともに、消費者に対する情報提供の充実等を図り、流通食品の安全性確保に関する消費者の理解を推進する。

さらに、食品に関連するダイオキシン類及び内分泌かく乱物質問題への対応を強化する。

ア 生産から流通に至る各段階の取組

(7) 生産段階の取組

農畜水産物の生産段階において、農薬等生産資材の適正使用の確保、HACCP方式の考え方にに基づく生産ガイドライン策定を推進する。

- ① 「農薬取締法」に基づき、農薬安全使用基準を策定し、その遵守指導等を通じて、生産段階における農薬の安全かつ適正な使用の確保を図る。

- ② 施設生産される生食用野菜の生産から流通段階における衛生管理のためのガイドライン策定に向けた調査検討を行う。
- ③ また、家畜飼養施設におけるHACCP方式の考え方に基づいた生産衛生管理基準の導入を推進するとともに、家畜の疾病に対する防除体制の整備等を推進する。
- ④ 水産物については、HACCP方式に対応した漁船の設備基準の策定等を行うとともに、養殖生産におけるHACCP方式の考え方に基づいた品質管理の普及啓発と指導者の育成や養魚用飼料の有害物質残留基準の設定のための試験等を実施する。

(4) 製造段階の取組

食品製造業におけるHACCP手法等の高度な衛生・品質管理手法の導入の促進及び新技術の開発・普及を図るとともに、原材料を供給する国内生産者や流通業者との連携を強化し、加工食品の一貫した安全性・品質確保体制の確立を推進する。

- ① 「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」による食品製造・加工事業者へのHACCP手法の円滑な導入の促進を図るとともに、原材料を供給する国内生産者や流通業者との連携強化を推進する。
- ② 乳業の再編・合理化を促進するとともに、HACCP手法等高度な衛生管理水準を備えた乳業施設の整備を実施するほか、乳業施設における衛生管理体制の徹底を図る。
- ③ 水産食品について、HACCP方式の考え方に基づいた品質管理マニュアルの策定等を行う。
- ④ ISO(国際標準化機構)9000等の国際標準システムの導入を図るため、海外実態調査、異業種間の意見交換、国際会議への参加支援を進める。
- ⑤ 産学官の連携の下に、より高度な食品の安全性評価技術、衛生管理技術等の開発を行うとともに、多品種少量生産工程におけるトラブルの未然防止と是正のためのシステムの開発・普及を図る。

(9) 流通段階の取組

高度な衛生管理手法を取り入れた食肉センターやHACCP手法に対応した水産物処理加工施設の整備等を推進し、流通段階における品質管理や衛生水準の向上を図る。

① 品質管理・衛生管理機能の強化に資する卸売市場の整備を推進するとともに、水産産地市場の施設基準等に関してマニュアルの作成等を行う。

また、水産物の流通加工段階においてHACCP手法に対応した処理加工施設の整備等を推進する。

② HACCPの概念を取り入れた食肉処理に関する各種研修を実施するとともに、HACCPに対応した基幹的産地食肉センター及び食鳥処理施設の整備を図る。

また、鶏卵等によるサルモネラ食中毒を防止するため、高度な衛生水準を有する処理・流通施設の整備を図る。

イ 農畜水産物の安全性確認

(7) 国産米麦等の残留農薬及びカドミウムに関するモニタリング体制の強化及び外国産米麦の残留農薬等の分析による安全性確保対策の充実を図る。

(4) 国産農畜水産物の農薬や飼料添加物、抗生物質等の安全使用について、農業者等に対する巡回点検指導を実施するとともに、農薬等の食品中の残存状況の実態把握を進めるため、これらの物質の分析体制の充実を図る。また、JAS格付け時における特定品目についての安全性の確認を行う。

ウ 消費者に対する情報提供の充実

(7) 食品の生産・製造方法等に関する情報開示システムを開発し、食中毒等が発生した場合の原因の究明等を容易にするとともに、消費者に対する情報提供の高度化を図る。

(4) 食品事故被害者対応体制を強化するため、独立行政法人農林水産消費技術センターが消費者・企業への食品事故解決のための技術的支援、情報提供等を実施する。

エ ダイオキシン類・内分泌かく乱物質対策の推進

安全な食料の供給を確保するため、関係府省間の連携を図りつつ、総合的なダイオキシン類・内分泌かく乱物質（いわゆる環境ホルモン）対策を推進する。

(7) 科学的知見の早急な集積及び対策技術の開発

① 農林水産業におけるダイオキシン類・内分泌かく乱物質の作用メカニズム及び環境動態の解明、微生物等を活用した分解・無毒化技術等の影響防止技術の開発に関する総合研究を行う。

② 農薬が内分泌かく乱作用を引き起こすおそれがあるかどうかを迅速かつ高精度に判別する技術等を確立するための調査研究を推進する。

③ 糖質等の天然成分を原料としたプラスチック等の新素材を活用した内分泌かく乱物質の溶出のおそれのない食品包装容器の開発等を行う。

(4) 農畜水産物における実態把握のための調査等

農畜水産物等における影響実態の把握のための全国的な調査等を引き続き実施する。

(2) 食品の表示・規格対策の充実・強化

JAS法に基づき、食品の表示の適正化等を図る。

(7) 食品表示推進のための総合的対策の実施

JAS法に基づき、一般消費者向けのすべての飲食料品を品質表示の対象とし、食品の品質表示基準を定め、生鮮食料品の原産地表示や加工食品の原材料等の表示を義務付けていることに伴い、以下の施策を実施する。

① パンフレット等の作成、セミナーの開催等により、新たな食品表示制度の内容の普及・啓発を進める。

② 全国主要都市における消費者による表示のモニタリングをモデル的に実施する。

③ ラベルプリンター等表示を行うための機器の整備等を行う。

(4) 加工食品の原料原産地表示の充実

加工食品の原料原産地について、表示の現状把握及び製造業者等に対する調査を実施するとともに、表示可能な品目についての検討を行う。

(9) 有機農産物に係る検査・認証制度の導入

JAS法に基づく有機農産物に係る検査・認証制度の導入を円滑に進めるため、地域ぐるみでの共同管理方式の導入による効率的な運営についての先進事例の紹介等を通じた啓発・指導を行うほか、生産者集団が実施する研修等の支援、流通している有機食品のモニタリング（点検・調査）を実施する。

(5) 新分野におけるJAS規格の制定のための検討

JAS法の改正により事業者自身による格付けが可能となったことを踏まえ、生鮮食料品や日持ちしない加工食品（納豆、豆腐等）に係るJAS規格の制定に資するため、製造、流通、表示、品質等に関する実態調査及びこれに基づく規格、認定の技術的基準等の検討を行う。

(4) 遺伝子組換え食品の表示制度の円滑な推進

JAS法に基づく遺伝子組換え食品の表示ルールの定着を図るため、遺伝子組換え農産物の流通マニュアルの作成、遺伝子組換え食品の最新の検証技術等についての普及等を行うとともに、遺伝子組換え食品に関する広範な情報を消費者に的確に伝達すること等により遺伝子組換え技術の有用性、安全性等に関する国民の正しい理解の促進を図る。

(ハ) 新たなJAS規格制度の普及・定着

自己格付の仕組みの導入など新たなJAS規格制度への円滑な移行を図るため、一般消費者や製造業者等に新制度の内容を周知徹底し、新たなJAS規格制度の普及・啓発を行う。

(ニ) 特別栽培農産物の表示の検討

有機食品の表示に関する法的ルールの整備を踏まえ、特別栽培農産物(無農薬、無化学肥料、減農薬、減化学肥料栽培農産物)の表示手法検討会を設置し、内外の表示の実態や仕組み等を調査し、特別栽培農産物の表示手法について検討する。

(ホ) 国際標準システムへの対応

国際的にも認められるISO 9000等の認証手法を取り入れた認定業務を行う者を早急に育成するとともに、ISO 9000等の国際標準システムの導入の促進を図るため、海外実態調査、異業種間の意見交換、国際会議への参加支援を進める。

(3) 食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するための施策

脂質摂取過多の改善等適正な栄養バランスの実現や食べ残し・廃棄の抑制等を通じて、国民にとって望ましい食料消費の姿の実現に資するよう、これに必要な情報提供や啓発活動を展開する。

ア 「食生活指針」の定着と実践に向けた取組

「食生活指針」に沿った健全な食生活の実現に向け、食生活を見直す国民的運動の展開を図るとともに、消費者の自発的な食生活見直し活動を促進するための体制を整備する。

イ 食教育の充実に向けた取組

子どもからの農林水産業や食生活に関する相談対応の充実を図るとともに、食に関する教材の充実に向け、業者等に対する情報提供を実施する。

ウ 食料消費の改善に関する施策の充実

消費者と行政、食品産業、生産者団体あるいは消費者相互の対話交流を一層促進するための体制整備を行うとともに、家庭における食品の食べ残し・廃棄の実態を把握する。

2 食品産業の健全な発展に関する施策

食品産業が食料の供給において果たす役割の重要性にかんがみ、その健全な発展を図るため、食品産業の事業基盤の強化を図るとともに、農業と食品産業の連携の推進、環境への負荷の低減及び資源の有効利用のための環境対策の総合的な推進を図る。また、卸売市場の機能・連携強化を図るとともに、食品小売業の活性化等を進め、食品流通の効率化を推進する。

(1) 食品産業の事業基盤の強化

食品産業は中小企業が多く経営基盤が比較的弱いことから、食品産業が食料の供給において果たす役割が十分に発揮されるよう、技術力の向上の促進、中小企業への支援措置の活用等により、その経営体質の強化を図る。

ア 製造段階における技術開発の支援

(7) 食品産業が抱える諸課題に対応するため、①食品廃棄物の発生抑制、廃棄物の高度利用、環境負荷の総合的な削減等の技術開発、②情報通信技術(IT)等の革新的な技術を活用した食品等の製造および在庫管理技術の高度化技術の開発、高齢者のニーズに対応した新たな食品等の開発について、企業から課題を募集して実施する技術開発、③食の安心・安全を確保するための技術開発等を支援する。

(4) また、引き続き、①食品の機能性向上技術の開発等の高品質な食品等を求める消費者ニーズへの対応、②食品中の微量物質制御技術の開発等の食の安全・安心を求めるニーズへの対応、③省エネルギー型食品加工技術の開発等環境と調和した循環型経済社会の構築への対応、④食品産業における新規分離抽出技術の開発や多品種小量生産に対応した機器管理システムの開発等の持続的な発展の基盤となる競争力強化への対応等の技術開発目標の具体化に向けた支援等を実施する。

イ 特定農産加工業の経営改善に対する支援

ウルグアイ・ラウンド農業合意による関税化等に伴い、製品輸入が増加している状況

に対処し、特定農産加工業者の経営改善を図るため、「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を講ずる。

ウ 中小企業支援等業種横断的施策の活用促進

- (7) 食料消費の変化等食品産業を取り巻く環境の変化に対応し、食品産業の経営基盤の強化を図るため、食品産業の構造転換の方向及び対応策の検討を行う。
- (4) 食品の安定供給、農林水産関連企業の体質強化等を図るため、農林漁業金融公庫等政府系金融機関から、食品工業団地の形成、基礎素材型食品産業の基盤強化、食品流通近代化施設の整備、新規事業育成、農村地域工業等導入促進、新規用途事業等導入促進、水産加工業の振興等に必要な長期・低利の資金の貸付けを行う。
- (9) 農林水産関連企業における中核的事業の拡充、事業革新等の事業再構築を支援するため、「産業活力再生特別措置法」に基づく金融・税制上の支援措置を講ずる。
- (2) 農林水産関連中小企業の経営革新を支援するため、「中小企業経営革新支援法」に基づく金融・税制上の支援措置を講ずるとともに、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」、「新事業創出促進法」に基づき、中小企業等の創業及び研究開発等を支援するための措置を講ずる。
- (6) 「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」の趣旨を踏まえ、農林水産関連中小企業に係る分野調整問題について指導等を行う。
- (8) 「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」に基づき、労働時間の短縮の円滑な推進を図る。
- (5) 食品工業団地の形成の促進等により、食品工業の立地の適正化等を図る。
- (7) 健康志向型新食品・食品新素材の市場を確立するための国内外情報等の調査・検討、食品産業・消費者への情報提供を行う。

エ 外食産業の振興

- (7) 外食産業において、飲食店等の食品廃棄物から製造される肥料等の特性と効果的利用方法を把握するためのソフト開発や、消費者のリサイクル意識を向上させるための外食事業者の活動支援等を実施する。
- (4) 中小外食・中食業界の経営効率化及びサービス改善の方策等を検討するとともに、外食産業で利用する食材に適した農産物の契約栽培の推進、生ごみのコンポスト化を通じた外食産業と生産者の連携循環システムの普及、外食産業における廃棄物の削減

と経営基盤強化のための情報システムの活用方策の検討、地場料理店等における地域色豊かな食品の利用拡大、弁当・惣菜類における原材料名等の表示の円滑な定着、外食産業についての調査・研究・情報提供等を実施する。

(2) 食品産業と国内農業との連携強化

- (7) 食品産業が国内農産物の仕向先として国産農業と密接な関連を有していることから、食品産業と農業の双方の振興を図る観点に立ち、食品産業と農業との連携を強化し、良質な食材の安定的かつ継続的な供給、付加価値の高い商品の開発等を推進する。
 - ① 食品産業と農業双方の情報交流の促進を図るための相談・連絡体制を充実する。
 - ② 地域資源を活用し需要に即した新製品開発、有機性廃棄物のたい肥化・飼料化の実験実証等を行う。
 - ③ 専門家等による製品の評価・改良、アンテナショップの開催等による実需者・消費者との相互理解の促進を図るとともに、販路拡大等を進める。
 - ④ 産学官連携により、新技術の共同開発を図るとともに、連携強化・循環推進に資する技術基盤設備等を整備する。
 - ⑤ 原料野菜の契約取引の高度化を推進するとともに、地域食品の電子商取引を推進する。
 - ⑥ 食品製造業向け原料農産物の産地形成と連携した食品産業サイドの取組に対して支援する。
 - ⑦ インターネットを活用した地域加工食品販売情報や原材料調達情報等の提供による新たな販路の開拓・確立を進める。
 - ⑧ 地域資源の有効活用、有機性廃棄物のたい肥化、販路拡大等を図るモデル的加工施設の整備を行う。
- (4) 食品産業と農業の連携強化に向け、食品製造業又は食品販売業と農業との連携を推進するため、「食品流通構造改善促進法」に基づく所要の税制・金融措置を実施する。

(3) 食品流通の効率化と活性化

生鮮食品の流通拠点である卸売市場については、産地の大型化、流通の多元化等に対

応し、卸売市場の機能及び体制の改善・強化を図るため、卸売市場整備基本方針等に基づき、卸売市場施設の整備、市場関係事業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な取引の確保等を推進する。

また、生鮮食品等の取引の電子化、集出荷・流通システムの整備、店舗の近代化等により、食品流通の効率化を推進する。

ア 卸売市場の機能・連携強化等

(7) 生鮮食料品流通を取り巻く諸情勢の変化に対処して卸売市場の新たな展開と活性化を図るため、平成 13 年度を初年度とし平成 22 年度を目標年度とする「第 7 次卸売市場整備基本方針」及び「第 7 次中央卸売市場整備計画」に基づき、中核的市場の再整備を重点的に推進するとともに、卸売市場の有する物流機能、情報受発信機能、衛生・環境対応機能の強化等に資する施設の整備を推進する。

さらに、市場関係事業者等の創意工夫による市場の機能強化や統合大型化を推進するため、中央卸売市場又は一定の要件を満たす地方卸売市場において事業協同組合等が行う市場機能の強化に資する施設の整備等を推進する。

(4) さらに、卸売市場の機能・体制の強化を図るため、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法に基づく、市場関係事業者の経営体質を強化するための支援を引き続き実施するとともに、新たに、市場関係事業者の合併・業務提携の方向や市場運営の合理化・効率化の方向等を内容とする市場経営基盤強化計画の策定を推進する。

(9) このほか、地域における生鮮食料品等の中核的な流通拠点となる地方卸売市場の開設者が当該地域の他の卸売市場の開設者と連携してこれらの卸売市場の機能高度化を図る取組について、税制上の支援を行う。

イ 食品小売業の活性化

(7) 食品流通における高度化・効率化を図りつつ、安全対策等の取組の総合的な推進策として、中小食品販売業者等が共同して、新たな消費者サービスを実現するための先進的な食品流通システムの開発・実験等を行う取組、当該システムの実践に必要な知識・技術等を教育・指導・普及する取組や安全・環境衛生対策等の新たな課題への取組を支援するとともに、地域段階でこれらの取組を効率的に推進するための地域食品流通活性化戦略プランの作成を推進する。

(4) 食品の仕入れから販売までの一貫した品質管理等、生産者と連携しての高付加価値商品の開発等を図るため、食品小売業の高度効率化に資する施設の整備を行う。

(9) 都道府県段階で食品流通業高度化指針の策定や共同化事業の検討会等を行うことを推進する。

(エ) 「食品流通構造改善促進法」に基づく構造改善事業に対する農林漁業金融公庫等の金融機関を通じた長期低利の資金の融通を実施する。

ウ 食品流通の効率化

(7) 情報通信技術（IT）の導入により食品流通の高度化・効率化を推進するため、電子商取引の基盤となるデータベースの整備や物流技術の確立を図るとともに、民間の創意を活かしつつ効果的な食品流通モデル事業の実証・普及を促進する。

① 民間企業等の代表者で組織された戦略推進会議による情報通信技術（IT）を活用した食品流通の最適化を推進するための総合戦略づくりや普及・啓発を行う。

② 商品コードのデータベースやEDI（標準コードに基づき、情報を電子的に交換する仕組み）の標準的方法等の電子商取引の共通基盤の開発を行う。

③ 商取引の情報通信技術（IT）化に対応した物流の効率化に資する基礎的なシステム・技術の開発、実証及び調査等を行う。

④ 情報通信技術（IT）を活用した革新性・経済性に優れた食品流通モデルの公募方式による開発及び実証を行う。

(4) 地域食品の振興と地域の活性化を図るため、農産物・農産加工品に係るインターネットモールの構築等をモデル的に実施する。

(9) 流通業務地区及び輸入促進地域（FAZ）における流通施設整備を推進する。

(エ) 食糧事務所職員等による食品の製造及び流通の各段階にわたる巡回点検指導を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を行う。

(ウ) 国際水準に即した商品先物市場の整備に必要な清算制度の在り方を検討するため、海外の農業先物市場について調査・分析を行う。

(カ) 集出荷施設、加工処理施設、カントリーエレベーター等の産地における物流拠点やこれらと幹線道路へのアクセス道路を整備し、農林水産物の物流合理化を推進する。

(4) 環境問題への積極的対応

食品産業や事業活動に伴う環境への負荷の低減や資源の有効活用を図るため、食品の

食べ残しや廃棄の低減、食品残さの肥料及び飼料等へのリサイクルの促進など、食品産業における環境問題への積極的対応を促進する。

ア 食品産業における循環型経済社会システムの構築(食品リサイクルの推進)

環境負荷の少ない、循環を基調とした経済社会システムを構築するため、食品の生産、流通、消費を通じた廃棄物の減量化、再資源化等に向けた「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の着実な実施を主体として総合的な取組を推進する。

(7) 生産、流通、消費を通じた取組として、食品廃棄物等の発生抑制、減量化、再生利用を促進するため、セミナー・啓発展の開催等により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品廃棄物関連事業者のリストの作成及び再生利用等の推進状況の調査を行う。さらに、地域・企業グループや、特定の品目・業種において、食品廃棄物等のリサイクルの進め方等を検討・実施し、食品リサイクルシステムの先進モデルの構築や普及・確立、マニュアル作成等を行うとともに、先進的・モデル的な食品リサイクル施設の実証的な展示整備を行う。

また、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用を促進する技術、環境負荷を総合的に低減させる技術を開発する。

(4) 生産段階での取組として、産業廃棄物の適正な処理等を確保するための産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度導入の普及啓発、公害防止等を確保するための情報提供、処理技術の習得、巡回点検指導を行うとともに、地域の実情に応じつつ、食品産業、農業、一般家庭等から発生する廃棄物を集約的に処理するエネルギー回収型資源循環システムを構築する。

(9) 消費段階の取組として、廃食用油の円滑な回収方法を検討するとともに、普及定着マニュアルを策定し、普及啓発を図る。

(5) これらの各段階における共通的対策として、各企業の環境に配慮した行動を促すための環境ラベルの普及等を行うとともに、企業における環境保全の取組度合いを定量的に示すことが可能な仕組みとして、食品産業に適した環境会計のガイドラインの策定と普及促進を行う。

(8) 地球温暖化対策を推進するため、食品産業におけるCO₂等の排出抑制等環境自主行動計画の策定を推進するとともに、オゾン層保護対策を推進するため、業務用冷凍空調器からの特定フロン回収等を促進する。

イ 容器包装リサイクル促進対策

(7) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の対象品目が、平成12年4月から、ガラスびんとペットボトルに加え、紙製及びプラスチック製容器包装にも拡大された。併せて、これまで再商品化義務が猶予されていた中小企業者に対してその義務が拡大された。併せて、対象事業者も大幅に拡大されたことから、特定事業者の義務履行の確保を図るため、制度の普及・啓発の一層の促進を図るとともに、特定事業者に対する立入検査及び点検指導を実施する。

また、資源有効利用促進法に基づく識別表示に係る普及啓発を行う。

(4) 再商品化義務算定の基礎となる容器包装の利用・製造等の実態調査、特定事業者の情報システムの整備を行うとともに、セミナーの開催等による普及活動の支援を行う。

(9) 食品容器包装のリサイクルに関する高度化技術の開発等により事業者の再商品化を支援する。

3 農産物の輸出入に関する施策

国内生産では需要を満たすことのできないものの安定的な輸入を確保するため、必要な施策を講ずる。また、国産農産物等の輸出を促進するため、農産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化等の施策を講ずる。

(1) 農産物の安定的な輸入の確保

(7) WTO、OECD、FAO、APEC等農産物に係る国際会議等の場における情報収集・交換を推進する。

(4) 小麦・大麦の主要輸出国との安定的な取引に関する取り決め等の着実な履行を図る。

(9) 農産物の輸入によってこれと競争関係にある農産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、緊急に必要があるときは、関税率の調整、輸入の制限からなるセーフガードの発動その他必要な施策を講ずる。また、必要な情報を常時収集する体制により、セーフガードに係る検討に機動的に対応する。

(5) 大豆油糧等の需給に関する内外の情報分析のための協議会を開催するとともに、日

加なたね協議等により情報交換を行う。

(2) 国産農産物等の輸出の促進に対する支援

- (7) 我が国農産物や日本食品の主要輸出先国の市場動向や輸入関係諸制度に係る情報を収集するとともに、それらの情報を地方農政局等を通じて輸出関係団体や企業に提供する。
- (8) 海外の国際食品見本市に「日本ブース」を設け、農林水産物や日本食品等の生産者団体・企業の出展を促し、これら団体等のPR活動の実施や市場情報の入手等を支援するとともに、食品加工業等の国内地場産業の輸出を支援するための国際化推進セミナーを開催する。
- (9) 都道府県下の輸出関係団体が行う海外における試験販売や見本市への出展等の輸出促進活動を都道府県とともに支援する。

(3) 適切な備蓄の実施に関する施策

国内外での不作や輸送障害等により食料の供給が不足する事態に備え、米・麦・大豆・飼料穀物の主要農産物について、引き続き適切かつ効率的な備蓄を行う。

ア 米

米の備蓄運営については、政府買入数量は政府米の販売数量に応じて適正に設定することとしているが、12年産米については、平成12年緊急総合米対策に即し、緊急的な政府買入を実施する。

なお、備蓄の効果的な運営を図るため、その適正水準とこれを維持するための方策、その他諸在庫との関係、買入れ売戻しルールの再検討、備蓄の機能の適正な発揮を図るために必要な事項について検討し、今年夏を目途に結論を得ることとしている。

イ 麦

食糧用麦類については、通常の需給操作及び不測の事態に対応できるよう現行の在庫保有水準（外国産食糧用小麦需要量の2/6ヵ月相当分）を基本として、在庫保有の官民分担関係の適正化、在庫水準の弾力的運用を図りつつ、適正かつ効率的な運営を実施する。

ウ 大豆

大豆の国際需給の変動等に対応し、その安定的な供給を確保するため、より一層の効率化を図りながら大豆備蓄事業を推進し、社団法人大豆供給安定協会において食品用大豆5万トンの備蓄を実施する。

エ 飼料穀物

飼料穀物（とうもろこし及びこりゃん）については、食糧管理特別会計輸入飼料勘定により、社団法人配合飼料供給安定機構において、80万トンの備蓄を行う。

また、飼料用大麦については、ミニマム・アクセス米と合わせ40万トンの備蓄を行う。

(4) 動物検疫及び植物検疫対策の推進

- (7) 「家畜伝染病予防法」に基づき、海外から輸入される家畜等を介して口蹄疫及び牛海綿状脳症（狂牛病）を含む伝染性疾病が国内に侵入することを防止するとともに、海外に輸出する家畜等を介して伝染性疾病が広がらないよう、動物検疫体制を引き続き強化する。
- (8) 「植物防疫法」に基づき、海外からの病害虫の侵入とそのまん延を防止するとともに、海外に輸出される農産物が輸出相手国の検疫条件を満たすよう、植物検疫体制を引き続き強化する。
- (9) 動物検疫及び植物検疫において、輸入手続の迅速化を図るため、検疫に係る申請手続きの電算化等の体制を引き続き整備する。

4. 不測時における食料安全保障に関する施策

食料供給に影響を及ぼすおそれのある様々なレベルの不測の事態に的確に対処するため、食料供給の確保を図るための対策を講ずることとし、対策を機動的に発動するためのマニュアルの策定等の施策を講ずる。

(1) 不測の事態において実施すべき施策のマニュアル化に向けた取組

不測時においても食料を安定的に供給するため、事態の程度を類型化し、その深刻さ

のレベルに応じて実施していくこととなる食料の増産や流通の制限等の対策（米・麦の緊急増産や熱量効率の高い作物への生産転換、価格・流通の安定のための行政的・法的措置等）を具体化し、関係府省間の協議会等による検討を通じてマニュアル化する。

(2) 食料安全保障上重要な品目の需給の分析・予測

我が国の食料安全保障上重要と考えられる米、小麦、大豆、トウモロコシ等について、平素から国内外の需給に関する情報を収集し、我が国における供給量が安定的に確保されるかどうかを分析・予測する。

(3) 食料需給に関する情報基盤整備の推進

危機管理の前提として、常時、海外の食料需給動向等に関する情報を的確に把握・分析するため、世界の食料需給、国際農業交渉等に大きな影響力を持つ北米、欧州、アジア、独立国家共同体（CIS）、大洋州、南米の主要国の農業・農政及び貿易動向について現地調査を行うとともに、その分析・検討を行うため有識者を含む地域別検討会を開催する。

5 国際協力の推進に関する施策

世界の食料需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における農業及び農村の振興に関する技術協力及び資金協力を推進するとともに、これらの地域に対する食料援助を行うなど、国際協力の推進に努める。

さらに、ODA（政府開発援助）については、我が国の外交政策や国益に関する重要な政策との連携を図ることが重要である。その一環として、WTO農業交渉等における我が国の主張を開発途上国を中心とした国際社会に浸透させ、我が国に対する理解及び支持の促進に資するとの観点も踏まえつつ効果的・効率的な活用に努める。

(1) 食料・農業分野における技術・資金協力

(7) 現在我が国の主要被援助国を対象として順次策定が進められている「国別援助方針」

をさらに具体化した「国別援助計画」を策定する際には、当該国の開発ニーズを総合的に検討する中で、食料・農業分野の国際協力の在り方等についても十分検討する。

(イ) 開発途上国の食料増産等に向けての自助努力を積極的に支援するため、開発途上国からの要請に応じ、JICA（国際協力事業団）を通じて専門家の派遣、機材供与、研修員の受入れ、これらを総合的に行うプロジェクト方式技術協力及び海外農業開発に関する調査並びに青年海外協力隊の派遣等を行うとともに、民間企業等が行う海外農業開発を促進するための資金の貸付け及び技術指導を促進するほか、専門家の養成・確保を図る。

また、緑資源公団を通じて、JICAが実施する地域農民参加型の村づくりに係る技術協力等に必要の海外農業・農村開発に関する情報の収集・整備を実施する。

(ウ) 開発途上国の農業・農村開発、食料増産等のために、円借款の供与、一般・水産無償資金協力及び食糧増産援助を行うほか、食料不足の開発途上国に対し、二国間援助及び世界食糧計画（WFP）等の国際機関を通じ、食糧援助規約に基づく食糧援助（通称KR援助）をはじめとする食料援助を行う。

(エ) 開発途上国のキャパシティ・ビルディング（研修、技術移転、情報交換等を通じた能力開発）等に対応した事業に重点をおき、次の枠組みで事業を実施する。

① 開発途上国のバイオテクノロジー等の技術利用やWTO体制への参加等といった直面している課題に対応し得るようキャパシティ・ビルディングに対する支援を行うための専門家の派遣、ワークショップ・シンポジウムの開催、調査、研修等を実施する。

② 農林水産業協力を効率的・効果的に進めるため、主要協力対象国の農林水産業に関する国別の協力方針を策定することとし、それに必要な基礎的な調査を実施するとともに、その協力方針に即した具体的な援助案件形成をしていくための事業を実施する。

③ 過放牧等による砂漠化の進行や土壌侵食の発生、熱帯林やマングローブの減少・劣化、違法伐採問題等の地球的規模の環境問題の解決を図るため、持続的な農業・農村開発や持続可能な森林経営を行うための事業等を実施する。

④ 食料安全保障の確立及び自立的な経済発展が可能となるよう専門家を派遣し、小規模灌漑施設等の設備・改修の対価として我が国政府米を与えるフード・フォア・ワーク事業や農民等への技術支援を実施する。

(オ) F A O に対し準専門家等を引き続き派遣するとともに、C G I A R (国際農業研究協議グループ) 傘下の研究機関等との共同研究やアジア生産性機構 (A P O) が行う農業生産性の向上に関するセミナーの開催等に対する協力を引き続き推進する。

(2) 国際的な食料の安定供給の確保に向けた支援策の強化

近年の不安定な国際穀物需給状況の下で、既存の援助スキームでは対応できない大規模な緊急食糧支援ニーズに円滑に対処するため、平成 10 年度に「緊急食糧支援事業」を創設したところである。本事業により、社団法人国際農業交流・食糧支援基金に政府保有米 15 万トンを備蓄するとともに、世界食糧計画 (W F P) を通じた北朝鮮コメ支援 (政府米 50 万トン) の実施等に伴う財政負担を平準化するための資金造成を引き続き行う。

III 農業の持続的な発展に関する施策

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、生産性の高い農業を展開することにより、農業の持続的な発展に必要な諸施策を推進する。この中で、「育成すべき農業経営」に対し、諸施策を重点的・集中的に講じるため、このような施策全体の見直し・再編を行い、経営政策として体系的に再構築することを検討する。その一環として、経営を全体としてとらえ、農産物価格の変動に対し、農業収入または所得の変動を緩和するための仕組み等について、その確立を求める声があるなかで、国民の理解が得られることを基本に、地域の経営類型ごとの実態を十分踏まえつつ、品目別の価格政策の見直し状況、品目別の経営安定対策の実施状況等を勘案しながら検討を行う。

1 望ましい農業構造の確立に関する施策

営農類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備、認定農業者を中心とする担い手への農地の利用の集積等による農業経営の規模拡大、地域の農業の担い手となるべき農業経営の育成及び確保のための総合的な環境整備、意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援その他農業経営基盤の強化に必要な施策を講ずることとし、「農業経営基盤強化促進法」に基づく市町村の「農業経営基盤強化促進基本構想」の見直しを促進し、地域ごとに効率的かつ安定的な農業経営を明確化するとともに、同法に基づき農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者等に対する農地の利用集積、必要な資金の貸付け等の措置を講ずる。

(1) 認定農業者等意欲ある担い手の育成・確保

ア 経営改善に向けた支援の強化

(7) 認定農業者等担い手の育成、農地の利用集積、新規就農者の確保・育成、女性・高齢者の活動の促進等に向けた施策の一体的・総合的な推進を図る観点から、中期的な

ビジョン・目標や年度活動計画を策定するための体制整備を実施する。

- (イ) 市町村に設置されている経営改善支援センターを中心として農業改良普及センター、農協、農業委員会、農地保有合理化法人の役割分担を明確化し、これらの連携強化を通じて経営の発展段階に対応した総合的な支援活動を推進する。
- (ロ) 認定農業者等が抱える様々な経営課題の解決を促進するため、経営改善支援センターにおける民間専門家による経営相談体制の強化及び情報ネットワークの構築を図ることにより経営相談、情報提供等の機能を充実する。
- (ハ) 認定農業者等を対象に、複式簿記の地域別講習会、フォローアップ講習会をはじめとして、簿記記帳指導推進活動を実施し、経営管理能力の向上を図る。
- (ニ) 認定農業者の経営展開を支援する農業経営基盤強化資金及び農業経営改善促進資金等の円滑な融通を行う総合融資対策の推進を図る。

イ 農地の利用集積の推進

市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係団体・機関による流動化情報の共有・一元化、関連事業の組合せや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画の策定により、総合的に農地流動化対策を実施する。

ウ 意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援

意欲ある担い手に対するきめ細かな経営支援と優良経営資源(人材、農地、機械施設等)の活用を推進し、効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、意欲ある担い手の経営内容に対する経営診断・相談を行うとともに、これを踏まえ

- (7) 個々の農業経営の実情に応じて、積極的な経営展開、負債整理に対する総合的な融資の実施

- (イ) 離農希望者等が有する優良経営資産の新規就農者等への円滑な継承の推進等、総合的な経営支援対策を実施する。

(2) 経営構造対策の推進

効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するため、地域全体の取組として新規就農の促進、認定農業者の育成、女性・高齢者の活動の助長等担い手となる経営体の確保・育成と地域農業の変革に必要な施設の整備等を総合的に行う経営構造対策を実施する。

本事業においては、①複合アグリビジネスの導入、②地域ぐるみでの新規就農のバックアップ、③リースによる経営体の育成、④女性・高齢者の営農活動の促進等を支援する。

特に、平成13年度からは、高付加価値型農業の積極的な展開を推進するため、以下の施策を講ずることとする。

- ① 複合アグリビジネスの実践に必要な各種のスキルやノウハウが習得できる「経営アグリビジネススクール」を開設する。
- ② 加工技術・マーケティング等各種専門家を検索するシステムを構築し、地域の多様な活動を支援するための「アグリ人材バンク」を創設する。
- ③ 情報を核とした複合アグリビジネスの展開に資するため、新たな補助対象メニューとして、情報の受発信機能に加え加工・直売機能等を併せ持つ「情報複合施設」を創設する。
- ④ 農業経営資源活用総合支援対策の一環で、離農者の経営資産を円滑に継承するための条件整備として中古機械・施設の修繕等を行う「経営継承円滑化支援施設」をメニュー化する。
- ⑤ 経営体の育成を支援するため、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設を新たにリース対象施設として追加する。

なお、事業効果の着実な発現に向け、農業者等関係者の自主的な合意形成に基づく担い手への農地集積、認定農業者の育成、遊休農地の解消等の数値目標の設定、その達成に向けた計画・プログラムの策定及び目標の達成状況の評価を行うとともに、採択時における費用対効果分析を行う。

2 専ら農業を営む者等による農業経営の展開に関する施策

専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、育成すべき農業経営に施策を重点化・集中化し、その中で経営管理の合理化その他の経営の発展及びその円滑な継承に資する条件を整備し、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進する。

(1) 家族農業経営の活性化

- (ア) 畜産経営における経営継承の円滑化を図るため日本型畜産経営継承システムの構築を推進する。
- (イ) 新規就農者による円滑な経営継承を図る観点から、各種補助事業による施設・機械の整備と農地保有合理化事業との組合せによるリース農場の設置を推進する。
- (ウ) 家族ひとりひとりが意欲を持って農業に取り組み、経営に参画できる環境づくり等を促進する観点から、地域段階の活動等を検討する協議会の開催、夫婦セミナーの開催、啓発資料の作成等を行う。

(2) 農業経営の法人化の推進

ア 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化と法人経営の体質強化を図るため、農業法人の設立・運営についての指導、相談、研修等を実施するとともに、法人経営の発展、労働環境の改善のための調査・分析を行い、これらの経営情報を効果的に普及するシステムを構築する。また、畜産経営の法人化等に伴う既存施設の高度利用のための施設・機械等の整備を行う。

イ 法人経営を核とした地域農業システム構築の促進

経営管理能力、マーケティングノウハウ等を備えた農業法人を核として、地域における作付け調整、異業種との提携等を内容とする生産から流通・販売までを含めたシステムを構築するための活動をモデル的に推進する。

(3) 農業者年金制度の見直し

最近の農業・農村を取り巻く情勢の変化、年金財政の現状に対応して、農業者年金制度の見直しを行う。

3 農地の確保及び有効利用に関する施策

国内農業生産に必要な農地の確保を図るため、農振法及び農地法の適切な運用を通じ、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保を図る。また、農地の効率的な利用を促進する観点から、市町村段階の取組、農地保有合理化事業の活用等による効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消等の施策を実施する。

(1) 新たな農業振興地域制度の円滑な運用の推進

農振法に基づき策定された「農用地等の確保等に関する基本指針」で明らかにされた農用地区域内の農地の面積、農業振興地域の指定の基準等、同指針の内容を更に周知徹底し、同指針を踏まえた都道府県による「農業振興地域整備基本方針」及び市町村による「農業振興地域整備計画」の改定を促進する。

また、法定化された農用地区域の設定・除外基準等を普及・定着させ、制度の円滑かつ適正な運用を推進する。なお、農用地利用計画の総合的見直しを行う市町村のうち、土地利用の競合が生じている市町村が行う農用地区域以外の農地についての農用地区域への編入の可能性の検討等、農地の確保・保全・有効利用を図ろうとする取組をモデル的に支援する。

(2) 担い手への農地の利用集積の推進

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するため、これらの農業経営への農地の利用集積を促進し、食料自給率の向上及び生産振興に資する。

ア 市町村段階における総合的な農地流動化対策の推進

(ア) 市町村ごとに設定した農地流動化目標の達成に向けて、関係団体・機関が農地流動化関係情報を共有・一元化するとともに、関連事業の組合せや実施時期、役割分担等を明らかにした市町村事業連携計画を策定し、同計画に基づき総合的に農地流動化対策を実施する。

(イ) 担い手への農地の利用集積を促進するため、農地の利用・税制等の専門的な知識を

備えた集積促進員を設置し、農地の出し手・受け手の計画的・効率的な結び付け活動を推進するとともに、生産振興等に資する農地の利用調整を支援する農地利用集積実践事業を創設する。

イ 農地保有合理化対策

(7) 担い手への農地の利用集積を促進する観点から、認定農業者等に長期に貸し付けた後に売り渡す事業を長期的・安定的に行うため、農地保有合理化法人が行う農地等の買入れに要する資金の一部を無利子で貸し付ける方式を導入するとともに、認定農業者等の経営規模の拡大に伴うコスト負担を軽減するため、農業用機械等の導入に対する支援を行う。

(4) 農地価格が下落傾向にある中で、農地保有合理化法人が有する農地の中間保有・再配分機能を円滑に発揮するため、農地価格の下落地域における農地売買等事業を補完する措置を講ずることにより、農地保有合理化作業（農地売買等事業）を活用した効率的かつ安定的な農業経営への農地等の利用集積の一層の円滑化を図る。

ウ 認定農業者への農作業受委託集積の推進

農協による農業機械リース事業等への助成により、農用地利用改善団体との連携の下に広域的な地域を対象に農作業受委託に取り組む認定農業者組織の育成を促進する。

エ 農地流動化に資する支援策の充実

(7) 大区画ほ場整備等担い手の育成に資する基盤整備事業を推進するとともに、これらと一体的に無利子資金の貸付け及び促進費の交付等を実施する担い手育成基盤整備関連流動化促進事業を実施する。

(4) 担い手の育成に資する草地等の総合的な整備及び無利子資金の貸付けを行うとともに、連担化等を推進する担い手育成草地流動化促進事業を実施し、担い手への草地の利用集積を図る。

(9) 効率的・安定的な経営体が地域農業の相当部分を占める農業構造を確立するため、担い手への農地の利用集積等を事業実施地区全体共通の目標として設定し、担い手となる経営の確保・育成に資する施設を整備する経営構造対策事業を実施する。

(エ) 土地改良区等において、農業水利等に関する情報の整備を行い、農家間の水利用調

整等を実施することにより、農地の利用集積を支援する。

(4) 大規模な土地利用型農業経営に向けて経営規模の拡大を図る認定農業者に対し、農地取得に伴う初期負担の軽減のための助成を行う。

(3) 耕作放棄地の解消に向けた対策の実施

農地の効率的な利用の促進を図る観点から、耕作放棄地の解消等に向けた対策を実施する。

ア 市町村段階の活用計画の策定とそれに基づく対策の推進

地域の自主性・創意工夫の発揮を通じた遊休農地の解消実践活動を促進するため、市町村による遊休農地活用計画の策定を促進するとともに、遊休農地の解消に資する各種事業との連携を図りつつ、農業的利用の推進を図るための土地条件の整備等を行う。

4 農業生産の基盤の整備に関する施策

良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、「第4次土地改良長期計画」に基づき、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産基盤の整備に必要な施策を推進する。

(1) 地域の立地条件に即した整備の推進

ア 平場地域における基盤整備

基幹的農業水利施設の整備が実施されてきた広域の農業地域において、地域の状況に応じて策定した整備構想に基づき、計画的・重点的に事業を実施することにより、高生産性優良農業地域の維持・育成を図る。

(7) 農業用水の確保及び水利用の安定と合理化を図るとともに、水田の汎用化に資する観点から、ほ場条件の整備の前提である基幹かんがい排水施設の体系的な整備を進めるほか、特に、食料の安定供給の確保を図るため、優良農業地域における複数の基幹

的水利施設について最適な整備年次計画を策定するとともに、農業水利施設の計画的・機動的な整備・更新を実施し、広域の優良農業地域の持続的な保全を図る食料供給広域基盤確立対策を推進する。

また、農業水利施設の整備と併せて、農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系・水質保全等の地域用水機能を維持強化することにより農業水利施設を保全するための非農家も含めた支援体制を構築する基幹水利施設更新支援対策を推進する。

このほか、水資源開発公団において、かんがい排水施設の整備を実施し、緊急に広域的かつ総合的な水資源の開発を図る。また、造成された施設の管理を実施する。

(4) 担い手の農地利用の集積に資する大区画ほ場の整備及び麦・大豆・飼料作物の生産振興に資する水田の汎用化を着実に推進するとともに、農業生産総合対策等と連携しつつ、これらの作物の産地形成に向けて土地改良区等が行う活動を支援する制度を創設する。

このほか、緑資源公団において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的に実施する。

イ 中山間地域における基盤整備

(7) 地域の特性を生かした高付加価値農業等の展開のため、緊急間伐総合対策と連携した間伐材の工事資材としての利用や家畜排せつ物のたい肥利用等による地域資源の循環利用体制の構築に配慮しつつ、農業生産基盤整備と農村生活環境の整備を計画的・総合的に推進する。

(4) 棚田地域等において営農の継続を通じた多面的機能の確保を図るため、地域の実情を踏まえた簡易な整備等を実施する。

ウ 畑地・草地の総合整備

(7) 大規模な畑作地帯において、新たな営農形態への転換と定着を早期に図るため、野菜等の産地形成に積極的な区域において先行的に水源を確保し、水路を一貫して整備することにより、畑地かんがいを活用した産地形成を推進する。

(4) 畑地帯における担い手農家の経営の改善、安定化を図るため、地域の営農形態、ニーズに応じて、必要となる畑地かんがい施設、農道及び区画整理等の整備を総合的に実施する。また、樹園地の再編等を通じた生産規模の拡大、機械化等による省力化、低コスト化、優良品種の導入に総合的に取組んでいくため、園内作業機械の開発導入、

改植・栽培転換の支援、耕作放棄地の有効活用対策等と連携し、きめ細かな樹園地の基盤整備を推進する。

(9) 畑作地帯において、基盤整備を契機とした産地の形成、強化を図るため、かんがい用水を活用した新たな営農形態への転換による野菜等畑作物の産地形成、樹園地の再編強化及び土づくり対策の強化に向けて土地改良区等が行う活動を支援する制度を創設する。

(5) 優良農用地の確保の観点から、主産地の形成と農業経営の拡大を図るため、農用地の開発・整備等を効率的・計画的に実施する。

(4) 飼料基盤に立脚した大家畜経営の安定的発展を図るため、担い手への草地集積を図りつつ、草地・農業用施設等の総合的整備を推進する。

エ 農産物物流の効率化を図るための農道整備

ほ場における高生産性農業の促進とともに、物流拠点・ネットワークとのアクセスの改善による農産物物流の効率化等を図るため、農道の整備を推進する。

(2) 農地等の保全管理の推進

ア 農地等に係る総合的な防災対策

農地・農業用施設等の災害発生の未然防止及び機能回復により、農業生産の維持を図るとともに、国土資源の保全に資するため、防災ダム、ため池等整備、湛水防除、地すべり対策、農地保全整備、農地の保全に係る海岸の整備等を実施する。

特に、近年の局地的豪雨等による災害の多発を踏まえ、老朽化が著しく、重大な災害を引き起こす恐れがあるため池の防災対策の重点化を図るために、緊急性に基づき策定した指標により、土地条件・立地条件に即した計画的な整備を実施する。

更に、災害の発生のおそれがあるため池の管理、保全体制を強化するため、地域ぐるみによる保全構想の作成等を支援するとともに、保全構想を踏まえ、ため池の改修とため池が潤いある水辺空間となるための整備を一体的に行う。

イ 土地改良施設の管理保全

国営造成施設のうち高度の公共性を有する施設について、国による管理や都道府県、市町村の管理に対する助成等を推進する。

また、土地改良施設の定期的な整備補修に加え、土地改良区の統合整備に資する整備

補修を実施するとともに、災害以外の原因により施設の機能が損なわれる事故に対し、二次災害の防止や施設の早急な機能回復のための緊急補修工事を行う。

(3) 環境との調和に配慮した整備の推進

農村における生態系の保全、良好な景観形成、水質の保全などについて、国民の関心が高まっている中で、農業生産基盤の整備に際して、施設の構造や材料に計画及び設計上の工夫を加えたり、工事施工面で工夫するなど、環境との調和に配慮した整備を進める。

特に、農業水利施設の整備と併せて、農業用水の有する農業集落の防火、消流雪、農機具等の洗浄、景観形成、親水、生態系保全等の地域用水機能の維持強化を図るほか、環境保全型農業を指向している地域を含む一定の流域において、流域の水質保全に資するため、農業水利施設の更新と併せて自然の有する浄化機能を活用した水路等を一体的に整備する事業をモデル的に実施する。さらに、家畜排せつ物による公共用水域の水質汚濁防止に資するため、家畜排せつ物を農地に還元する肥培かんがい施設等の整備を推進する。

また、水質の保全、自然環境の保全等、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備手法の検討のほか、かんがい排水事業等が生態系に与える影響を把握しつつ、実際に工事施工を行う際に講ずるべき環境保全措置の検討を行う。

(4) 効率的な事業の実施

事業の実施に当たっては、その効率性及び透明性の一層の向上を図るため、事業の採択前の段階から完成後に至るまでの事前評価、再評価及び事後評価からなる事業評価を体系的に実施する。具体的には、事業の採択に当たって、費用対効果分析等を適切に実施し、審査項目を明確化したチェックリストの活用を本格的に実施するほか、事業採択後に事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等を評価し、必要に応じて事業を見直す再評価、また事業完了後に事業効果の発現状況等を踏まえ、今後の事業に適切に反映させるための事後評価を着実に推進をするとともに、評価内容とその結果については、国民が容易に入手できる方法で公表する。

(5) 土地改良負担金対策の実施

農地の土地集積に積極的に取り組む地区等に対する助成金の交付や償還金の繰延措置に加え、土地利用向上や、麦・大豆等の作付けの団地化等に積極的に取り組む地区について、既着工事業に係る土地改良負担金の償還の円滑化を図る。

(6) 土地改良制度の見直し

土地改良制度については、基本法の下、農業・農村を取り巻く諸情勢の変化に的確に対応し、地域に開かれ、支えられた事業とするため、環境との調和に配慮することを事業実施に当たっての原則に位置づけるとともに、地域の意向をよりの確に踏まえた手続を導入するほか、土地改良施設が適切に維持保全され、その機能が十分に発揮されるような制度を構築する等の見直しを行う。

5 人材の育成及び確保に関する施策

効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業に関する技術の普及事業等を実施し、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上を図るとともに、新たに就農しようとする者に対する研修等を通じた農業技術及び経営管理手法の習得の促進、資金の融通等の施策を実施する。また、国民による農業に対する理解及び関心の醸成を図るとともに、将来の農業者の確保・育成を図る観点から、学校内外における農業体験学習の機会の充実等の施策を実施する。

(1) 新規就農の促進

次代の農業経営を担う人材を育成・確保していくため、就農に関する情報提供や相談活動のほか、「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」という就農時の課題に対応し、新規学卒の農家子弟に加え、他産業からの転職、農外からの新規参入等多様化が進む就農希望者について、個々の経歴等を生かした就農が実現できるようきめ細かな支援